

平成29年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年2月9日
2. 招集の場所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 開 会 平成29年2月9日
4. 応招、出席議員

1番 橋 本 和 治	2番 植 村 博
3番 永 瀬 洋 子	4番 米 井 重 行
5番 藤 代 武 雄	6番 海老原 作 一
7番 軍 司 俊 紀	8番 藤 村 勉
9番 野 田 泰 博	10番 血 脇 敏 行
5. 不応招、欠席議員
なし
6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者 板 倉 正 直	副管理者 伊 澤 史 夫
副管理者 岡 田 正 市	会計管理者 浅 倉 美 博
事務局長 小 手 正 治	次 長 武 藤 秀 敏
	印 西 クリーン センター 工 場 長
庶務課長 篠 宮 悟	今 井 聡
	印 西 クリーン センター 主 幹
平岡自然 公園事業 推進課長 高 橋 康 夫	鳥 羽 洋 志
印 西 クリーン センター 主 幹 土 佐 光 雄	庶 務 課 主 幹 高 橋 英 夫
7. 管理者提出議案

議案第 1号	印西地区環境整備事業組合暴力団排除条例の制定について
議案第 2号	印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3号	印西地区環境整備事業組合関係市町分賦金の負担割合の一部改正について
議案第 4号	平成28年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第2号）について
議案第 5号	平成28年度印西地区環境整備事業組合基地事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第 6号	平成29年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算について
議案第 7号	平成29年度印西地区環境整備事業組合基地事業特別会計予算について
8. 議員提出議案

発議案第1号	印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
--------	--
9. 議事日程 議長は、あらかじめ配付した議事日程に基づき、報告した。

10. 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 永瀬 洋子

4番 米井 重行

11. 議事の経過

◎開会の宣告

○議長（血脇敏行君） 平成29年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会を開会いたします
(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（血脇敏行君） 本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、平成29年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会は成立いたしました。

◎管理者挨拶

○議長（血脇敏行君） 初めに、管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

板倉管理者、お願いします。

○管理者（板倉正直君） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、平成29年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、組合事業についてご報告させていただきます。

ごみ処理事業でございますが、本年度12月までの印西クリーンセンター搬入ごみ量の状況は、対前年度同期比較で若干増加しておりますが、人口増加を踏まえて1人1日当たりの排出量、排出原単位では減少しております。今後もごみの減量、資源化につきまして、関係市町と連携を図り推進をしてまいります。

次に、現施設の基幹的設備改良工事につきまして、今年度は2号焼却炉及び共通設備を主に行いまして、来年度は3号焼却炉及び引き続き共通設備の工事を実施する予定でございます。今後も、工事内容や施工監理体制等をしっかりと見きわめて、適正かつ安全に工事を進めてまいります。

次に、次期中間処理施設整備事業につきましては、年明けの6日から19日に次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書（案）に対するパブリックコメントの募集を行うとともに、14日土曜日には印西地区全体を対象とした同パブリックコメントに係る説明会を開催し、貴重なご意見をいただいたところであります。現在、事務局において集約、整理を行っております。

今後の予定としましては、いただいたご意見等を参考に吉田区との最終調整を進め、合意をいただければ、整備協定書の締結と進んでまいります。

そして、整備協定締結後はいよいよ本格的に事業へ着手していくこととなります。

次に、平岡自然公園整備事業でございます。印西斎場、平岡自然の家につきましては、年々利用件数が増加しておりますが、利用者にご不便のないよう細心の注意を払って施設を運営しているところでございます。また、印西霊園につきましては、本年度に供用を開始した第4区、895基は11月に受付を開始し、1月末までに81件の使用を許可し、累計許可件数は1,972件となったところでございます。

以上で事業報告を終わります。

さて、本日提案する案件でございますが、暴力団排除条例の制定について、個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、関係市町分賦金の負担割合の一部改正について、平成28年度一般会計墓地事業特別会計の補正予算について、平成29年度一般会計墓地事業特別会計の当初予算についてでございます。詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

○議長（血脇敏行君） ありがとうございます。

◎議事日程の報告

○議長（血脇敏行君） 議事日程を申し上げます。議事日程については、お手元に配付のとおりでござ

ございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（血脇敏行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席3番、永瀬洋子議員、議席4番、米井重行議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（血脇敏行君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（血脇敏行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理したので、報告いたします。

次に、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果の報告があり、その写しをお手元に配付してございますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定による出席要求に対する出席者については、お手元に配付の写しのおおりで出席通知がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（血脇敏行君） 日程第4、一般質問を行います。

質問時間は30分の申し合わせになっておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。

質問通告のあった議席9番、野田泰博議員の発言を許します。

野田議員。

○9番（野田泰博君） まず、最初に私の一般質問ということで4点の質問をします。この4点を先に読み上げますので、1点ずつ一問一答でお答えください。お願いします。

まず、最初の質問ですけれども、クリーンセンターの解体工事費10億6,890万円に温水センターが入っていない理由は何か。

2番目として、周辺整備費用は運営費としてその施設が存続する限り組合が支払う必要があるのですか。

3番、周辺整備の基本的な考え方について、周辺整備費及び地域振興策整備費迷惑施設だから地域への費用なのですか。

4番、ごみ減量により次期施設建設費は抑えるといった管理者の構想に基づいた経費削減案は地域振興整備案にどの程度盛り込まれたのか。組合構成市町のごみ減量の取り組みについてどのように反映させるのか。

以上、4点が私の質問でございますので、1点ずつ、次はお互いやりとりしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（血脇敏行君） それでは、質問1について答弁をお願いいたします。

工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 野田議員の質問1について、お答えさせていただきます。

先般実施したパブリックコメント資料の概算整備費の算出のご質問と思われまします。現時点におきましては、温水センターの取り扱いにつきまして、その運営継続の有無につきましては、まだ決定して

ございません。検討に至っておりません。このことから、次期施設に係る概算整備費の算出には温水センターを解体するなどの費用として印西クリーンセンターの解体工事には含めてございません。以上です。

○議長（血脇敏行君） 野田議員。

○9番（野田泰博君） 修理とか運営はまだ決まっていないということでございますが、もともとこの温水プールというのはこの附属施設です。この附属施設の一番メインのボイラーというか、お湯をつくる施設がなくなれば、温水センターも結局使えないわけですから。それで、ここに対して運営費をいつもここから費用は3市町で払っているわけです。ですから、ここがなくなれば、当然そこもなくなるというふうに考えて当たり前ではないですか。でも、決まっていないというのどういうことなのですか。そこを決めるのが先ではないですか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 野田議員のご質問にお答えいたします。

野田議員が申されるとおり、現在の温水センターは印西クリーンセンターからの廃熱を利用し、運営されている施設です。したがって、クリーンセンターが移転することによってその利用ができなくなることから、組合の管理、運営の手は離れることとなります。しかしながら、後の利用に当たって民間事業者などが行いたいとするケースもございます。その場合のことを考えますと、現在温水センターの廃止または継続は決まっていないということでお答えさせていただいたものでございます。また、至急決めるべきだというお話もございましたが、現在まだ次期中間処理施設の移転というものがやっと整備協定まで何とかこぎつけたという状況でございますので、そちらの検討にまだ入っていないということでご理解いただければと思います。

○議長（血脇敏行君） 野田議員。

○9番（野田泰博君） 1度ちょっと整理して話します。今から46年前、西暦1971年、昭和51年度に白井町、印西町、本埜村、印旛村、栄町の3町2村でこの塵芥処理の共同組合をつくり、13年後の平成3年2月に余熱利用施設をつくっているわけです。ここに事務管理がこの組合に入ってきたわけです。そのときの周辺整備というのは32億1,360万円という資料をもらっております。平成3年12月着工して竣工は平成5年3月です。以来、印西地区環境整備組合事業に所属する市民、町民、村民の温水プールだったのです。したがって、この温水プールは印西クリーンセンターのごみ処理余熱を利用した施設なので、クリーンセンターに管理されている事業なのです。それで、平成29年度でも余熱利用施設として温水センター管理費に1億978万3,000円というのを計上しています。たしか、これは3市町で均等割ですよ、この費用は。違いますか。もし間違っていたら……。その費用はここから払っていてここがなくなるということであるならば、ここがなくなると同時に余熱を利用したプールもなくなるのです。それと、では、あそこがどのくらいの資産価値あるかということをお初めにきちんと考えて、その後、その資産価値があって、ここはまだ使えるではないか、では、これはどこか、では、あそこは栄町で買おうではないかと、白井で買おうでないかといって、印西で買おうではないか、俺たちのものにしようではないかと、それでも構わないのです。そして、どのくらいそれがかかるのですかと。ここは壊してしまうのです。だから、壊してしまうのだったら、あそこの価値もきちんと入れて計算されるのが筋だと思うのですけれども、まだ決まっていないというのは、もう決まっているのでしょうか。もう、だってボイラーがなくなるのだから。もし、そうでなくて、あそこを何かに利用したいというのだったら、利用したいというところが早く手を挙げなければいけないのではないですか。ちょっとそこら辺は順序が違うように思います。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 組合といたしましては、次期中間処理施設の整備移転がまず先決であろうと考えております。その中で確かに廃熱利用施設ということで温水プールが運営されているのは当然認識されているところでございますが、そういった意味では確実にクリーンセンターが移転できるというようなことにつきましては、整備協定が結ばれた段階と組合としては判断してございます。それまではまだ確定ということにはなっていないので、その辺ではまだ温水センターの取り扱いについて検討に入る段階ではないと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 野田議員。

○9番（野田泰博君） でも、もう母屋も売ると決まったのです。それで母屋の解体費用も出ているのです。そしたら、そばにある風呂場を、これはまだ車壊すかどうかわかりません、まだ使われるかもしれません、そんな家の売り方というのはないのです。ですから、もしそれだとしたら、母屋と風呂場は一緒にして、風呂を解体する事業は幾らかかりますよ。それからスタートするのが筋で、これは何度言っても平行線で、まだ決まっていなまだ決まっていな。だって、これを聞いている市民たちはプールは残してくれるのではないのと期待するだけなのです。だから、はっきり言ってこれはなくなるのですよということをまず言わなかったら、これだけとっておいて、後で決めるという話は僕はちょっと順序が違うように思います。これは、資産の管理にも関係してくると思うので、もう少しそれを。あれは、では壊してしまうのは、母屋と一緒に壊すのだったらどうするのだと。売れるのだったら売るので、今度はその資産価値が出てくるのですから、それを検討するということがいかないのですか。一部だけを売る、壊すまでの計算をしているのですから、それはちょっと両方計算してもらわないと納得できません。以上、いかがですか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 先ほども申し上げましたけれども、まずクリーンセンターが吉田地区に移転と確実にになった段階、吉田区の皆さんがこれで間違いなく受け入れますよというものについては、整備協定の締結というのが大前提のことになりますので、そちらが決まり次第、至急組合としてはそのものの検討に入りたいと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 野田議員。

○9番（野田泰博君） 吉田区との話が決まらなかったら、こちらのいろいろな作業もできないというのだったら、何で解体費だけこっだけ出すのですか。もうちょっと一緒にしてください。でも、これは、済みません、工場長と今私の中では平行線しかたどらないと思うのです。ですから、もうこの話はやめますけれども、管理者それはいかががお考えですか。母屋を壊したときに風呂は残しておくという考え方。これは、風呂はまだわからないという。母屋を壊すのだったら一緒に壊したらどうですかと。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 本体を移転させて、その附属施設を残すということで検討しているわけではありませんので、ましてや概算整備費の解体事業費、こちらにつきましてはあくまでもクリーンセンターが移転という前提で検討したものでございます。その中にはできるだけ見ておきましょうということで見させていただきます。ただ、先ほども申し上げておりますが、温水センターの解体なのか、先ほども申し上げましたとおり、民間事業者の参入というものも考えられますので、その辺はまだ計算に入れていないということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（血脇敏行君） 野田議員。

○9番（野田泰博君） わかりました。私たちの感覚で言うと、一体のものだから一体に計算してくださいよと言っているのですけれども、こっちとこっちと切り離してやっているということははっきりしました。それで、まだそれが決まっていなとって母屋だけの解体だけの話になっているというふうに理解しました。でも、これは僕は一体にしてこれからやるようにもう少し、これは規約にも関係してくるのです。ここにある印西地区環境整備事業組合の規約。ですから、そうやって切り離せられないものだというのだったら、これは一緒にして考えたほうがいいのではないかと。もう少し違う角度で見てください。

それから、2番目の質問です。周辺整備費用は運営費としてその施設が存続する限り組合が支払う必要があるのですかということです。これの話ですが、答弁願います。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 野田議員の質問にお答えします。

まず、周辺整備費用と地域振興策整備費についてご説明いたします。整備の内容の違いはあります

が、施設の誘致を受け入れていただくことに対する地域への還元事業であり、次期施設事業では地域振興の中の一つとして周辺整備とご理解いただければと思います。よって、施設がある限り組合が支払う必要のものはあるものと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 野田議員。

○9番（野田泰博君） 熱源利用というのも確か地域振興策の一つですよ。周辺整備というふうにあります。それから、地域還元施設とあるし、言葉が幾つも出てきて、私も非常に理解に苦しむのですけれども、熱源利用というのを周辺整備に利用するというものでございますけれども、今回も周辺整備として吉田地区の周辺整備というのは77項目あるのです。そのうち何項目が熱源利用の周辺整備なのですか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○クリーンセンター工場長（今井 聡君） 77項目の内容につきましては、申しわけございません、ちょっと今お答えができませんが、まず77項目につきましては、まだ行くと決定したものではありません。今後次期振興策の基本計画というものを検討していかなければならないと思っております。その意味で77項目の中でどれが廃熱利用になるかというものは、まだこれからの事務になりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（血脇敏行君） 野田議員。

○9番（野田泰博君） 吉田地区の人たちが周辺整備としてこの印西環境整備組合事業がつくったものがあるのです。そのうちの77項目があつてそれを見ますと、熱源利用というのはこの前のパブリックコメントでも出したやつです。サンセットスパ・アンド・リゾートというのが熱源利用です。これと、温水洗車場です。このくらいです。もうちょっと細かく言うと、ひよっとしたら施設の冷暖房というものもあると思いますが、そこまでは当然のことなので言えませんが、温水利用というのは77項目のうちにわずか1つか2つぐらいなのです。これを踏まえて言っているわけ。まだ決まっていないというけれども、これを説明会でちゃんと説明しているわけです。これだけあります、これだけのことをやりますと。これは、全部周辺整備の事業として地域還元でやるわけですか。となると、熱源利用というのがメインになっているのですけれども、では熱源は何に利用するのですか。お風呂だけですか。そんな76項目は要らないわけですよ、熱源利用だとしたら。この熱源利用というのは何に書いてあると思います。規約に書いてあるのです。熱源利用だと。この規約以外のことをやるのだったら、規約を変えなければいけないではないですか。だから、住民にその規約以外のことも先に説明してしまっているわけです。それはどう思いますか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） まず、組合規約の関係でございますが、規約第3条第2号、一般廃棄物処理施設の設置管理及び運営に関する事務とあります。また、廃棄物処理法第9条の4では、周辺地域の配慮として処理施設の設置者は周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すると定められております。吉田地域の生活環境の保全や増進という点では規約から逸脱しているものではないと考えております。しかしながら、振興策の内容が決まっていない中では整備する振興策の性質上、規約の問題が生じる可能性がございますので、当然規約も視野に入れながら組合議会の皆様に振興策の内容と案をお示ししながらまとめていければと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 野田議員。

○9番（野田泰博君） 組合規則の第3条を言われました。2号、3項のところにも出ているのです。組合は、次の事務を共同で処理する。3項、前号の規定による施設から生じる余熱を利用する施設の設置、管理及び運営に関する事務とあります。余熱利用というのは現在の規約で見る限り、余熱以外の使用と。例えば、この前住民に説明していたキャンプ場の管理、レンタルサイクル、これは余熱利用ではないのです。その地域のために何かをするというのだとしたら、これは印西市のまちづくりの一環なのです。だから、印西市のまちづくりの一環と余熱利用というものをごちゃごちゃにしないで分けてくださいと言っているのです。そうしないと、どこまでたつたって、印西、吉田地区のために

といってキャンプ場までつくって、その管理、運営、みんなこの環境整備組合が払っていかなくてはいけなくなるのです。そこら辺はどう考えていますか。この線引きというのは印西がやることと、環境整備組合がやることとの余熱利用というのと切り離さなければいけないと思うのですけれども、その辺はどのように考えていますか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 印西市のまちづくりの視点と地域振興策整備の関係ですが、クリーンセンターを受け入れていただくための地域の還元事業であり、地域振興策の一つとして周辺対策事業が地域振興策基本構想に掲げられています。クリーンセンターを吉田地区につつがなく整備するためにも組合事業として堅実に進めなければならない事業です。したがって、組合事業である以上は、各市町の応分の負担は必要であると考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 野田議員。

○9番（野田泰博君） だとしたら、これはまさに今はやりのトランプ流マジックですよ。憲法を無視してもいいのだ、アメリカファーストで守るのだというのと一緒に、まず規約を大切にもらって、それで規約から何ができるかということを考えて住民に説明していくと。住民に受け入れるためにまずそれをつくってしまって、これを既成の事実として、では規約を変えましょう、では僕は、それは反対ではないのですが、むしろ受け入れられる。だから、規約の例えばこういうのは受け入れられる、こういうのはだめだということをはっきりさせておかないと組合は後から困ります。それを言っているのです。だから、もう少し規約というものを尊重してください。これを無視した場合は議会軽視になるのです。規約というのはここで承認しなければいけないですから。それは、管理者の答弁もぜひそれに対してはどう思うか聞かせてください。規約が大切ですよ、板倉管理者。そうですね。うなずいていられますので。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 規約の関係につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今後振興策の基本計画というものを練り上げていかなければならない来年度の時期になります。当然先ほども申し上げましたとおり、規約は当然念頭に入れて考えていかなければならないと考えております。しかしながら、あくまでも吉田地区が望むもの。当然地域還元策ということになりますので、そちらとも十分協議しながら、またその内容について組合議会の皆様にお示ししながら検討していかなければならないことと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 野田議員。

○9番（野田泰博君） よく言っているのはわかるのですけれども、板倉管理者がここの管理者と知られてから常々ずっと言われていたのは吉田地区への移転は、これは吉田地区が決まってからですよ、移転は印西市のまちづくりの観点から移転すると説明されているのです。そうすると、当然まちづくりという考え方と、ここの組合事業ができるものと2つに分けてやらなければいけない。ただ、これを見ていると、吉田地区に受け入れられるために、工場長がもう必死になって印西市のまちづくりのことまでやらなければいけないと。これは、仕事を逸脱していることではないですか。むしろ印西市のまちづくりということで印西市役所と市長と一生懸命になって話し合っ、これは印西市のものですね、これはまちづくりのために必要です、これは余熱利用です、ここはできることですよというの、2つに分けて、そしてこれはこうできますよ、私たちは吉田地区にはこういうことをできますよというのをきちんと説明しておかないと、今だと全部環境整備組合の我々、ここの人たちが全部責任負ってやるような感じがしてならないのですけれども。管理者、ちょっと管理者のまちづくりを応援して私たちここでやっているのですから、まちづくりの観点で頑張ってもらってやられてきたのですから、これは印西市がやるのだよということをぜひ管理者お伝えください。一言言ってください。

○議長（血脇敏行君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 野田議員にお答えをいたします。ただいままちづくりの観点からというようなお話ありがとうございましたけれども、もちろんまちづくりの観点からも判断しまして、そしてこの現在

の場所から500メートルのオフィスビルが建ち並んでいるあいった場所にごみ焼却施設130メートルのごみ焼却施設をつくっていいのかな。そして、当時数字でもあらわしていました。40億円で土地を買う、こういうことが果たしていいのかなと。それと、当時の計画は日量240トンという試算をして進めておりました。総事業費200億円、私はまちづくりのこういったまちの中央のところにつくることと、それからもうちょっとコンパクトに郊外に出せば、それ相応に地元振興策、そういうのをつけてやっても、現在の当時試算していた値段よりも安価な値段でいきますよと、これが私の考え方だったのです。そういうことで現在吉田候補という形をとりまして、吉田区のほうで手を挙げていただいた、それで今地元、それではどのくらいの還元施設等こしらえるか。それは、組合の中でも協議して、とめどもなく払ってしまったら、これは切りありませんから。だから、それは一応の地元振興策には33億円以内のあれで、一応地元振興策をやりたいというふうな話のもとに今現在進めているわけですし、あとこれをどういう形でいっぱい地元のほうからいろんな声が上がって、それを今まとめつつあるわけで。だから、そういうことでもちろんまちづくりの観点からも、またこの組合全体の皆さんがお金出し合って運営しているわけですから、これはもう本当に貴重な税金を使っている各町からのお金によって構成されておるわけですから、その辺のところ十分慎重にこれから進めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（血脇敏行君） 野田議員。

○9番（野田泰博君） 久しぶりに管理者の声が聞こえてうれしいです。いや、そのとおりです。ですから、私は頑張ってくださいということで、私は応援しているつもりだったのですけれども、ただ今応援していても、何か全部印西市がまとめてやっていくぞという感じでもう見えてしようがなかったから、組合へ持ってきたわけです。でも、安心しました。ちゃんと印西市のやる分と、それから組合がやる分を分けて考える。これは、このイベントというか、やることをキャンプ場とか何とかつくることだけではないのです。この用地から、それからあと整備費から、それから道路とか何とかもここからここまでは印西市がやりますよ、ここからここまでは、では見てくださいとあって、多分管理者としてこの席に座っていたら、そこで市長に言わなければいけないのです。市長は、そのときは市長が、自分が「はい」と、ぼっとこっちに座って、「はい、わかりました」、今度は市長として管理者に言わなければいけない。これは、一人二役でやっているのは大変なものだと思います。ですけれども、それは頭の中を管理者と、ここの管理者と市長ということを2つに分けて、市のやることと、組合のやることとはっきりさせて、それがはっきりなっていないからこんな質問をしてしまったのです。

そういうことで、これから明確にするという、私としてみたらちょっと遅いのではないのと言いたいわけけれども、これから明確にするという、だから印西市長にもよく伝えておいてください。明確にするぞとあって。よろしくお願いします。

ここら辺で余りしつこく言うのはやめておきますが、管理者から印西市長にはっきり言うておくということなので、そう理解しました。これは進めていくと地元優先ということで規約無視につながっていきますので、それイコール議会軽視になります。ですので、ぜひ早急にもう今まで時間があつたのですから、だからその間に詰めてもらいたかったのですけれども、これからますます加速させてください。だって、あれでしょう、板倉市長が40年前に決めた5町村のいろんな取り決めを無視して、そこのテニスコートにまた造成するのはここでいいよというのを、それを無視してまちづくりの観点で動かしていったのですから。それは、管理者、印西市長に文句言ってください。印西市長が悪いのだから。よろしくお願いします。それで、もっと一部組合のやることと、印西市のやることを明確にしましょうよ。私も聞いていて、どっちがどっちだかわからなくなってしまう。だから、ぜひそこら辺は、はっきりとやってください。

それから、3番目の質問にいきます。これで、先ほど言った質問は周辺整備の基本的な考え方についてという、周辺整備費及び地域振興策の整備費、これは先ほどから出ていますけれども、迷惑施設だから地域へ必要なのですか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 野田議員の質問にお答えいたします。

清掃工場、最終処分場、火葬場など処理技術や設備等の進化は目まぐるしいものがありますが、特

に受け入れる地域からすれば、一般的に迷惑施設であることは否めません。少しでも自分たちの地域にメリットがあるならばとメリットが出ることを考え要望することは当然のことであり、それに対する整備です。地域の必要不可欠な還元事業であり、地域振興策事業と考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 野田議員。

○9番（野田泰博君） 私は、ここの組合の議員になったときに、ここの考え方、一番最初からのやつはどうしてここにできたのか、どうして進んできたのかと見せたもらったのです。そしたら、ここはすごいなと思ったの。なぜかという、ここをただ単にごみ処理の施設ではなくて、だからこそ、ごみ処理だからこれから迷惑になるからこそ、わざとまちの真ん真ん中につくって、絶対に公害を出さないという決意でこれをつくったのです。だから、今までだったら、例えば多摩ニュータウンだって、何かどこか端っこのほうにつくったり何かしていたけど、ここは違う。真ん中につくって絶対出さない。板倉さんが管理者になったときに、私は何度も言ったのは、ここの工場をできたらエネルギー供給源、もっといえばほかに移すのだったらエネルギー供給源にして、どうぞ、エネルギーをつくるのだよと。それは、ごみはただエネルギーをやるときの一つの材料だよということをやってくださいと私は何度も頼んだのですけれども、どうも今まで見ていますと、迷惑施設、迷惑施設。確かに火葬場とか斎場、こういうのは、それは最終処分場というのはエネルギーを供給するところではないです。火葬場なんてエネルギー供給するということは絶対ないです。それと一緒にして物事を考えてもらいたくないなと思っております。だから、ここははっきり言って千葉県が誇るというか、日本でもこんなまちの真ん中にこういうのをつくたってとかなかったのです。それを壊してしまうということですから、私はびっくりしたのですけれども、印西市民が変えろという判断を下して、これは印西の市長ではなくて、印西市民が下して、それでこうなったのですから。それ応分の印西市のまちづくりを見せていただきたいと。何度も言いますけれども、とはいえ組合がその地区の人たちにいろいろと地域振興策としてやる分には3管理者、白井市と栄町の町長と印西市の市長と、市長とは同じなのですけれども、ぜひそこら辺は分担をはっきりさせるようなことでぜひお願いしますけれども。板倉管理者どうですか、そういう今僕がお願いしている、最初から板倉さん知っている関係上、ぜひそこら辺は直接聞きたいです。板倉さん、お願いします。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 野田議員の質問にお答えします。

移転候補地公募の際、応募のあった4地区のうち3地区周辺では反対すると意見が多く、迷惑であるとされています。そのことから、一般的には迷惑施設であると説明してございます。

野田議員申されるとおり、クリーンセンターは熱源供給ができる関係で地域振興策が逆に期待できる施設であるとは考えております。しかしながら、今回の計画にあります地域振興策の実施が実現されて初めて熱源の有効利用が行えるもので、また吉田区はこの移転にいち早く気づいていただき、吉田区の望む地域振興策の実施を条件にクリーンセンター移転に同意されたものでありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（血脇敏行君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） お答えさせていただきます。

ここのクリーンセンターの場所が決まった経緯につきまして、るる野田議員のほうからもお話しございましたけれども、やはりあの当時は昭和58年ころだったと思いますけれども、やはりどこへやっても当時つくろうという持っていてもみんなお断り。とんでもないよと、こういうやはり当時からもう既にそういう状況でございました。二転三転やっているうちに、結局なぜここに決まったか。これは、当時集落から500メートル以内は同意が必要なのだということがございまして、それでこの近くという小倉町内会かな、そうすると小倉町内会からコンパスではかると500メートル離れている。全く入居していない。では、今のうちやっつてしまえと。場所の決まり方というのは案外安易な考えのもとに決まっていたというのが現実の私は話で。それで、その当時熱源どうのこうのというのも余り聞かされておりました。後になって熱量を何とかしろというような形で、そういうふうになっていったわけですが、そういうことでやはりこれの建てかえに当たっては、私は慎重を来さ

なくてはいけないなど、その当時からそんなふうに私は思っておりまして、やはりまちの中心部に、まあ、熱利用していたから何とかそれなりの施しもあったかもしれませんが、やはりこれからの施設をつくる場合には郊外にこの施設を持って行って、それでその地域の人たちにも、ああ、来てやはりよかったと言われる地元還元にもそういったいい影響を与えられる皆さんに、ああ、よかったと言われてもらえるような、そういった施設に、そして安価な値段でいく。組合の、皆さん貴重な税金出し合っただけの運営していくわけですから、そういうことで私はそういった方向に今この事業を進めているわけで、そういうことでひとつこれからできるだけ皆さんとともに知恵を出しながら、吉田地区で受け入れをしていただいたわけですから、いかにあそこに皆さんにそれなりの、地元の人が「何だかえらいの呼んじゃったな」と言われたいような、そういったみんなが喜んでもらえるような、そして安価で、いいものができる。そういったことで進めてまいりたいと思います。ひとつよろしくご協力お願いしたいと思います。

○議長（血脇敏行君） 野田議員。

○9番（野田泰博君） 印西市の郊外は隣町の、町なのです。郊外というのは。だから、どこにつくっても、日本全国どこにつくっても、これは問題が発生する場所だと思っております。それよりも問題が出ないようにしてつくったこの印西環境というのはすばらしいなど。だから、これからあっち、吉田地区に行っても絶対に公害を出さないようなものづくり方というのは絶対必要だと思います。

それと、50年前にいろいろとその当時から反対していたという思いを達成されたことはもうご立派だと思います。でも、当時の人は当時の人たちなりの考え方と、こういう議会というところで決まっていっているのですから、余りそれを言うと昔が悪かった、今俺はいいことしているのだという形になると、非常に昔の人はそんなにたくさん生きてはなしですけども、どうぞ気をつけてください。今こういうことでもっと積極的に新しいまちづくりのためにあそこに行くのだということを印西市長に言って、そういうふうに管理者として頑張ってください。よろしくお願ひします。

その話は、私もここで何度か管理者から引き出して聞いておりまして、少しこら辺にたこができていますけれども、でももっともだという、だから40年、50年前の話は変えてもいいのだなという気持ちで今話しているのです。それと、今話を聞いていて、1つだけこれは参考にしてください。今度つくるときに、朝早く今日本で読んでいたのですけれども、ドイツのそういうものをつくるときに、地下4,000メートルで150度の熱を利用して地域暖房に使うという新しい工場をつくるときはそういうようなこともしているそうです。4,000メートルのというのはすごく金がかかりますけれども、今度のところで温泉でも出たら、それこそ4,000メートル掘ったら必ず温泉出ますから。平和島の温泉と同じような茶色い温泉が。だから、ちょうどいい機会だと思います。それと、これとを利用すればです。これは思いつきでございまして忘れてください……忘れないで、ちょっと考えておいてください。

それから、一応4番目の質問として減量の取り組みなのですが、今日来ましたが、今日差しかえがあったのですね、それで差しかえで、ごみの量でもっていろいろな負担割合を変えていくという、これを聞き出そうと思ったのですけれども、今日の朝来たら、ちゃんと差しかえてくださいという、それが決まったということを知っております。ぜひごみの減量というのは、僕は調べてきたのです。印西市、栄町、白井市では印西市がごみの減量、1人当たりの原単位ですよ、一番少ないのです。まだまだ減量し足りないのです。ということは、反対に考えたら、減量する余地が印西市はすごくあるなということなのです。そういうふうに考えると、印西市、もうあれだけ減量、減量言っていたのですから、減量することによって炉の大きさなんて決められるのですから、もう減量に励んでみてください。今まで減量と言っていたけれども、1人当たり500グラム・パー・デイですよ。1人当たり、前そういうふうに言っていたのです。だけれども、これも前の議会でも言いました。私は、燃えるごみですよ、燃えるごみだけ、とうとう1人当たり1日で170グラム、去年1年間で計算したら170グラムになりましたから、本当に、本当のことですよ。私、毎日、毎回ごみをはかっているのです。その分、中には絶対生ごみは入れていません。生ごみは乾燥させて肥料にしています。そうすると、そのくらいまで下がるのです。500グラムどころではない。これは、もうこの前のときも議会でもそういう話をしました。その資料をお渡ししました。毎回出ていくごみをグラムをはかって、何グラム、何

グラム、何グラム、一月、二月、12カ月やった分を市長にお渡ししていますし、それを見てもっと減量できるはずです。それにはほかの方法がよいのです。今、栄町でもこんなのをやっている、それを肥料をつくるいろんな方策をやっています。栄町も。EM菌であり、なおかつ電気で乾燥させてしまうであり、いろんな方法をやっています。それから、絶対に木の枝とか垣根は絶対にそういう燃えるごみに入れないとか、そういうことをやることによって、そっちにも金がかかっているのです。でも、私は市長のごみ減量に対する情熱というものを、私も町に持ち帰っているところまで話しています。ですから、市長も、市長は何度言っても、がっつとやっているのですから、あれは手でぎゅうつと絞って、絞ってやれば少なくなるのだよ。こんなのでは足りませんよ。おだんごつくるようでは。ですから、ごみの減量は私質問しません。きょうの朝のあれで変わって、ごみ減量という取り組みでやっているのだということで、ごみ減量としての各市町村のごみ量割合で決めるということでありますので、もう私は1つ目的達成したなと思っておりますので、管理者ごみ減量に対してもう一度熱く語ってください。ぜひごみ減量に対してのを熱く語ってくださいよ。あれは、ぼんぼん響いてくるのですから、私も役に立つのですから。市長のあのどら声で、があつというの。よろしく願います。

○議長（血脇敏行君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 野田議員の毎日のごみ減量に取り組んでいる姿を私はお話を聞かせていただいて、本当に頭の下がる思いでございます。これをやはり皆さんがこの組合を構成されている市町のみんながやはり認識、ごみをどうやったら減らせるか、まず身近な今言ったような家庭から出る生ごみ、これをただ袋にぼんと入れてやったのではこれはもう大変なことで、これは幾らかでもぎゅうつと絞って干すとか、幾らかでも日にち置いてやれば、これはもう何十分の一に減ります。だから、それをやはり生ごみの水分を抜くこと。それとプラスチック類、それと紙、これを分別して、ちゃんと分けて資源化のごみは資源化で出さない。そっちへ出す。だから、そういうことをみんながそれぞれ本当に徹底したならば、私は半分にすることができると思うのです。

（「もっと」と呼ぶ者あり）

○管理者（板倉正直君） もっとになりますね。だから、それを議員の皆様方も、住民の皆様方もみんなこれを認識し合って、そういうことを本当に心がけることによって燃す量がぐつと減ります。そうすれば施設もコンパクトに済むのです。お金もかからないのです。だから、ひいて言えば自分たちにかかわってくる。むやみに捨ててしまっていれば。だから、そのことをみんなでこれは注意しながら認識し合って、これから進めていきたいと。こんなふうに思っています。

○議長（血脇敏行君） 野田議員。

○9番（野田泰博君） 板倉管理者は、本当にごみの減量はもう最初から聞いていますから、物すごくこれから大切なことなのです。それで、ごみの処理は、これは、僕が自分で家で言うことですから。かみさんの仕事ではない、俺の仕事、男の仕事だ。これは、またちょっと私も執拗でやらしく毎日ごみは何グラムできたと、全部日にちをみんな書いているのです。紙は幾つ、プラスチックは幾ら、何は幾ら。だから、今度はうちに来られたら、その分けているごみ箱を全部お見せしますから。だから、そんなにとらないのです。場所をとらないでもできるのです。だから、そういうふうにして、こういうようなことも。うちのごみ減量の検査員です。これは、検査員とつくと男は頑張って張り切ってしまうから。ぜひこれは印西市の中でも伝えてください。だけれども、ここは高層ビルがあって魚の骨をベランダに干しておくとか、食べ残しを干しておくだの、全部その価値が下がりますから、やっぱり場所が違うということ。だから、印西市長が暮らしている隣の家が見えない森の中に暮らしているという家だったらそれはいざ知らず、こういうところ、我々みたいな庶民の住んでいるところでは難しいですから。

そういうことで、ぜひごみの減量化進めてください。よろしく願います。

以上で私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（血脇敏行君） 以上で野田泰博議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。

（午前10時54分）

○議長（血脇敏行君） 会議を再開いたします。

（午前 11 時 05 分）

○議長（血脇敏行君） 次に、議席 7 番、軍司俊紀議員の発言を許します。

軍司議員。

○7 番（軍司俊紀君） それでは、7 番、軍司俊紀でございます。通告に基づき一問一答で一般質問させていただきます。

まず、第 1 問、質問 1、高齢化時代の廃棄物対策について。厚生労働省では 2025 年（平成 37 年度）をめどに地域包括ケアシステムの構築を目指し、また構成自治体では取り組みを進めていると考えます。組合では本格的な超高齢化社会の到来とともに、今後ますます深刻となっていくと考えられる在宅医療廃棄物、使用済み紙おむつ、遺品整理ごみといった高齢化時代に増加する廃棄物の処理について、どのように構成自治体と取り組んでいくのか。この項目について質問します。

（1）、在宅医療廃棄物について、①、保険薬局での医療廃棄物の回収という案内が昨年印西市や白井市に出されたが、組合では構成自治体とどのように話し合いを進めているのか、まずお聞きします。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 軍司議員の質問に答えさせていただきます。

在宅医療廃棄物につきましては、家庭から排出される廃棄物であることから、生活系一般廃棄物に分類されます。従前より注射針などの感染性の可能性がある廃棄物を除き、燃やすごみ等の分別区分により、印西クリーンセンターで受け入れし、処理しております。

保険薬局でも回収案内など、組合と構成自治体との話し合いにつきましては、平成 28 年度印西地区ごみ処理実施計画の中で収集しない一般廃棄物として、「注射針等は、感染性廃棄物として医療機関、または保険薬局などに持ち込むものとする」と定めており、組合と関係市町間では共通認識しているものと考えております。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7 番（軍司俊紀君） 注射針等は感染性廃棄物として医療機関、または保険薬局などに持ち込むといったような今ご回答がありましたけれども、まずそもそもの話をさせていただきますと、在宅医療廃棄物というのは 2 種類ありまして、1 種類がいわゆるお医者様とか看護師さんがその患者さんのところに行って医療処置を行って発生するというものです。それが 1 個と、もう一個が医師等の指導管理に基づいて、患者等自らのご自宅等で医療処置を行って発生するものという 2 つあると思います。

まず、前者です。これは、医師とか看護師が自宅等を訪問し、医療行為を行って発生するものについては、こちらは間違いなく、当然その医療機関、お医者様とか看護師さん、これを持って帰るといった認識でいいのかどうか、そこを確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） その辺につきましては、今軍司議員おっしゃるとおりだと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7 番（軍司俊紀君） そうなってくると、やはり今、今回の質問のメインになってくるといいます。お医者様の指導に基づいて患者さんご自宅から自らによって医療処置を行うという場合に、今先ほどおっしゃった注射針等は感染性廃棄物として医療機関、または保険薬局などに持ち込むということが前提になっていますけれども、いわゆる今申し上げたやつというのは血液等が付着して感染等の危険性があるもの、かつそれで針等で鋭利なもの。例えば注射針とか点滴の針、それからペン型のインシュリンの注入用の針なんかも含まれるのかなというふうにして考えますが、こういったものは基本的に、ここで確認ですけれども、医療機関とか保険薬局に持ち込むということで、これは決定されているのか、決定されているのか、もうしっかりその辺はどうされているのか、それを確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 医療機関または処方箋の薬局でこちらから各患者さん、住民の皆さんはいただいているかと考えております。その中では各医療機関、それから薬局というところで、必ず感染性の高い注射針、こちらは必ず持ってきてくださいと、回収しますので持ってきてくださいというような指導をされているとみております。したがって、こちらにそういうものが入ってくるということはちょっと考えられないと思っております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 実際に今考えられないということでしたけれども、現実的にこのクリーンセンターに持ち込まれたものの中からそのようなものが出てきたということは、今まではなかったというふうに考えてよろしいわけですか。そこを確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 済みません、過去に数度あったという話では伺っております。その際、作業員のほうで確認し、適正な処理のほうに出たということでございます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 多分十分な広報等がされていないから、そのようなことが起こってくるのかなと思ったりもしますので、それはこの後改めて質問します。

もう一個、その在宅医療廃棄物の中でとがったもの、鋭利なものを除いたものについての処理というのは、先ほどのご回答の中では燃やすごみ等の分別区分によって印西クリーンセンターで受け入れし、処理をしているといったようなことでしたけれども、例えばそれが感染等への心配がないものについては、今おっしゃったように、例えば具体的な例で申し上げますと、注射の筒、プラスチック用の筒とか、いわゆる輸液バッグとかチューブとかカテーテル、こういったものをご自身で自ら医療行為を行っている方というのは、これはもう燃やすごみとして出してしまっただけで構わないという認識でいいかどうかを確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 軍司議員おっしゃるとおりだと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 今一般論的なことをべらべら言っているわけですがけれども、この間印西市、それから白井市、ちょっと栄町のほうまでは確認していませんけれども、多分栄町でも同じように保険薬局での医療廃棄物の回収といったような案内が出ていたと思うのですがけれども、市川市でこれはもう五、六年前になるわけですがけれども、市川市の医師会さん、それから市川市の歯科医師会さん、それから薬剤師会とか薬業会ですね、このような四者を交えて市川市と在宅医療廃棄物の適正処理に関する協定というものをもう市川市では結んでいます。もう四、五年前になります。こういったような協定というのは、これは組合として、あるいは印西市、白井市、栄町としてこういったようなまずは話し合いがされて、協定等が結ばれているのか、そこをちょっと確認したいと思います。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 現在のところ、そのような協定を結んだものはございません。また、私どものほうにそのような情報がまだつかめてございませんので、今後その内容について確認させていただきながら、また各市町の担当の方とも相談させていただいた上で、いろいろ役割分担とかそういうものも出てこようかと思っておりますので、その中で協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） ぜひこれから高齢化社会がどんどん進んでいく中で、去年出されたホームページへの告知というのは、あくまでもそれは保険薬局さんが、自ら率先してやったものを各自自治体の

ほうに通知してきた。それで載せてきたのかなというふうに想定するわけなのですからけれども、それはやはり廃棄物を処理するという責任の中から、組合あるいは構成自治体が積極的に取り組んでいくべきものだと思うのです。その辺は、今工場長がおっしゃったように、しっかり協議、検討していただければと思います。

②の市民に対する告知は十分かということをお聞きします。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） お答えいたします。

住民周知につきましては、その取り扱いに関し、医療関係者は十分認識しておりますが、住民への周知については不足していたものと考えます。広報紙やホームページ掲載により周知に努めたいと考えております。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 近隣ではこの在宅医療廃棄物の処理等について我孫子市がもう既にホームページに載せています。これは、組合のホームページに載せるのか、あるいは構成自治体のホームページに載せるのかは別ですが、しっかり注射針は、注射針というか血液等がついたものについては、針等を含んでこういう処理をしてください。それ以外の医療廃棄物については、燃やすごみあるいは燃やさないごみ、そういうのに分別していきなさいというのを告知していただきたいと思っておりますし、あるいはホームページだけではなくてしっかりとこれは組合の広報紙等を通じて、広く市民に、町民に知らせていくべきだと思っておりますが、その辺の考え方、広報のあり方についても一度確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 今後の考え方というご質問でございますが、組合のホームページ、また組合の広報紙、また各市町のほうに依頼、協議しまして、その旨載せられるよう努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） （2）に入ります。（2）、使用済み紙おむつの処理について組合ではどのように考えていますか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 使用済み紙おむつの処理につきましては、燃やすごみで現在受け入れをしております。焼却処理しております。その量につきましては、燃やすごみの指定袋に入った状態で可燃ごみピット内に搬入されますので、現在把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 何をここで聞きしたいのかというと、紙おむつというのはもちろんこれはどうやって処理をしていくのかと非常に悩ましいところではあると思うのですけれども、焼却炉で燃やすということについて、安定燃焼の妨げとか焼却炉を痛める原因にはなっていないのかなというふうにちょっと心配はするのですが、その辺のことは組合としてどのように考えているのですか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 軍司議員おっしゃるとおり、紙おむつだけという形で偏ってしまった場合につきましては、当然炉の支障、または排ガスに影響をいたします。組合では現在そういうごみ質が均一になるようピット内で攪拌をしております。その意味からすれば、炉への影響はないものと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） これも三、四年前の話になるのですけれども、鳥取県の伯耆町というところで紙おむつを地産地消のリサイクルに回しているなんていうところがあるのですけれども、そういったような事例というのは組合でつかんでいるのか、それを確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 現在のところ、大変申しわけございません。組合としては情報としてつかんでございません。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） すぐにやってほしいとか、そういう話ではなくて、今後の参考としてちょっと申し上げますけれども、この鳥取県の伯耆町では介護施設とか、病院、保育所などの10施設から週5日間、1日約400キログラムの紙おむつを回収して、それで燃料化施設に投入して、破碎、乾燥、滅菌処理を行って、何かペレットにしていくと。それで、町で使っていくようなことをやっているみたいなのですが、そういったようなこともこれから新しい中間処理施設をつくっていく上では参考になるのかなと思ったりもしますので、ぜひ研究していただきたいと思います。これは、一応参考までに申し上げましたので、ここについての質問はございません。

（3）、遺品整理に伴う廃棄物について構成自治体では組合と連携がとれているのかを確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） お答えいたします。

遺品整理に伴う廃棄物について、構成自治体との連携につきましては、現時点で特に連携しているものはございません。なお、関係市町では住民から相談された場合は遺品整理業者に依頼するなどの方法を説明すると伺っております。組合におきましても同様の対応がとれるよう関係市町が説明されている内容について確認し、今後共通認識を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） これも、隣の我孫子市なのですが、この我孫子市では一般廃棄物の収集運搬許可を持つ業者にヒアリングをして、そのヒアリングをする中に遺品整理のノウハウを持つ業者を抽出したという話を聞いております。抽出した結果をどうしているのかということ、例えばもし市民から社会福祉協議会とか社会福祉課等々を通じて、何か相談があった場合には市として社協として相談に乗ることが出来ますよといったような取り組みをされているそうなのです。私がお聞きしたいのは、こういう話というのはこれは組合が主体となって行っていくのですか、それとも構成自治体がそれぞれやっていくべきものなのでしょうか、そこを確認したいと思います。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 遺品整理の仕組みづくりということになるかと思えます。その意味では、まず各市町の高齢者福祉担当であったり、また各市町の廃棄物担当、そちらとの相談というものがまず大事になるかと思えます。その上で当然組合でも役割というものが発生してこようかなとは考えております。したがって、ただ、今現在そういう話が各市町から上がってございません。また何らかの折を見まして、こちらからその旨どういう状況なのか確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 2市1町で組合をつくった以上、組合ではやはり共通認識を持って、共通して今こういうことをやっているのだというのをやっていくべきではないかなということをお願いして、（4）に入ります。

（4）、高齢化時代の廃棄物対策として、組合が構成自治体と協力して取り組むべき課題はあるのかどうかを確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） お答えいたします。

高齢化時代の廃棄物対策として組合が構成自治体と協力して取り組むべき課題につきましては、関係市町の取り組みの推進、進捗状況により組合として協力や連携ができるもの、また課題について明らかになるものと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 具体例を2つちょっと申し上げながら質問としていきたいのですが、1点目はごみの出し方について、実は私が住んでいる団地で住民の方から相談を受けた話なのですが、私がたまたま住んでいる団地というのがエレベーターがついている棟に住んでいて、その棟というのは、エレベーターがついている関係で人の出入りが、人が入居していく、出ていく、特に出ていった後に入ってくる方というのは非常にお年寄りがふえています。お年寄りがふえていると、何が起きるのかというごみの出し方がわからない。一覧表の図、イラストなんか入った1枚の紙ぺらがありましたけれども、だから、あの紙ぺらを探すのを何か、探すというかその紙ぺらを探して、さらにどこにこれが該当するのかが探すのも大変だし、以前組合が主体となって五十音順になった、例えばこれはどういうふうに出しますよと。これは、どういうごみに該当しますといったようなものが以前あったと思うのですが、それがここ数年見かけたことがないのですけれども。ですから、五十音順というものだったかはどうかははっきり覚えていませんけれども、結構な冊子になっていて、そういったようなものを組合あるいは構成自治体のほうで工夫して市民にわかりやすい形で、これはこういうごみに出してくださいといったようなものをつくっていくのも高齢者対策になるのかなと思います、その辺についての認識を確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） お答えいたします。

資源物等ごみの分け方、出し方につきまして、住民への配布につきましては、各市町から資源物等ごみの分け方、出し方のチラシと、五十音品名別の資源物とごみの分け方ガイドを配布させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 今おっしゃった内容が本当であれば、しっかりとそれを市民、町民に全部伝わっていると思うのですが、私のところにそういう相談があるというのは広く広報されていないと思いますし、配布もされていないのかなと思います、どのようになっているのでしょうか、確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 配布につきましては、過去に配ったということもございまして、毎年ではないものですから、今後その配布のあり方、またその広報につきまして少し勉強させていただければと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 枚数がふえることになるかもしれませんが、お年寄りは細かい字が読めないという方も大勢いらっしゃるので、ちょっと工夫をしながらわかりやすい形でごみの減量化とはちょっと逆光してしまうかもしれませんが、お年寄りたちが住みよい暮らしができるようにごみの排出に協力をいただければというふうにして思います。

もう一個、今申し上げたところにも絡んでくるのですが、もう一個高齢化時代の廃棄物対策として各自自治体でやっているものとしてふれあい収集というものがあります。名前はいろんな言い方はあると思うのですが、2年、3年ぐらい前ですか、これは印西市議会の会派のほうで北海道の小樽市に視察に行ったことがあるのですが、小樽市はほとんど坂が多くて、お年寄りが坂道を上り下りするのは厳しいから家の前に置いたり、あるいは市役所の職員ないしは民生委員さん等々協力できる方々、お年寄りがごみを搬出しやすいようにお手伝いをしているというような取り組みをされているというふうになったら、それと前後するような形でこの近隣でもやはりごみの行政が進んでいるのかどうかわかりませんが、我孫子市なんかではやっているようですし、ほかの、例えば市川なんかでもやっているなんて話を聞いていますから、こういったようなふれあい収集もやはり組合がやりますと決めて構成自治体に呼ばれていくのか、構成自治体やりますと決めて組合が統一してやっていくというのを指針を置いていくのかわかりませんが、そういったような話というのは今

構成自治体の中で上がってきているのか、あるいは組合が先導してやっているのか、近隣の状況はどう把握されているのか、このふれあい収集について今組合の立場を確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 現在のところ、このような要望を各市町から上がっている状況にはございません。しかしながら、高齢者対策ということになりますと、高齢者の情報というのはなかなか組合に届かないという状況がございます。その意味では各市町のやはり福祉担当、それから廃棄物担当、そちらの状況を確認しながらこれも確認をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 先ほどの3番の遺品整理、それから今回の今申し上げたふれあい収集もそうなのですけれども、私が申し上げたいのは2市1町で組合が構成してやっている以上は、ある程度はやはりごみ行政は統一されていくべきではないかと。そのごみ行政を統されていく中で、組合というのはやはり主体的にメインとなって各構成自治体とともに動いていく立場であってほしいというふうにして思いますので、しっかりここを考えていっていただきたいというふうに思います。

それでは、大きい2番、質問2、事業系ごみ対策について入ります。事業系一般廃棄物は事業所から排出されるごみでありながら、統括的な処理責任は印西地区環境整備事業組合に存すると聞く。その適正処理や減量の推進をめぐるには、組合が域内の事業者には排出者責任を意識させることはもとより、組合が許可を与えた一般廃棄物処理業者の取り組みも重要になる。組合では現状、そして今後事業系ごみ対策にどのように取り組んでいくのか。（1）、現状の許可業者数は何社か確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） お答えいたします。

現状の許可業者数につきましては、印西クリーンセンターに搬入手続をしている登録業者数でお答えいたします。

今年度1月末現在の登録事業者数は、関係市町の収集運搬許可業者と自己搬入する事業者、団体の合計で176業者となっております。なお、平成27年度につきましては、178業者でございました。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 176と今おっしゃっていたと思うのですが、この176の業者というのは関係市町の収集運搬許可業者、これは会社だと思えますが、会社が178で176ですか、あるということなのですか。ちょっとそこを確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 内訳といたしましては、市町が許可を行っている収集業者、これは各事業所等それぞれ契約をしてそこを回るという業者で、そのほかが自己搬入と申し上げまして、例えばセブンイレブンさんの一つの事業者が自分でごみを運びたいというようなことで登録をされている業者ということでございます。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） （2）に入ります。（2）、事業系ごみの減量施策は、どのようなものなのかを確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） お答えいたします。

事業系ごみの減量施策につきましては、不用品情報コーナーの設置検討、分別、資源化に関する指導・啓発、処理手数料の適正確認と見直し、受け入れに際し、展開検査の実施・強化などの取り組みが行われております。関係市町では主に搬出抑制、分別、資源化推進として多量排出事業者への啓発、助言、指導などを行っており、印西クリーンセンターではごみを受け入れ処理する側として受け入れに際し、年度ごとの搬入手続による確認、登録の事務ですね、分別、資源化の啓発、また搬入される可燃ごみについては適正搬入の確認等、年2回の展開検査を行っている状況でございます。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） ちょっとそもそも論をまず確認したいのですけれども、去年、平成27年度、平成28年度を対比している中で、事業系ごみの搬入量というのは不燃ごみと粗大ごみ、あるいは可燃ごみは、どのような傾向が今出ていますか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 可燃ごみといたしましては、増加傾向にございます。また、不燃、粗大ごみについては減少をしております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 実はちょうど1年前に私やはり廃棄物処理計画とごみ処理基本計画について質問していて、その中で事業系ごみの排出抑制に向けた啓発をどのようにやっているのとお聞きしているのです。減量計画の作成とかごみの資源化というのはどうなるのというのを去年お聞きしています。それから1年たちましたので、今回この1年間どうだったのかなということをお聞きをしているわけなのですが、例えば事業系廃棄物の減量計画というのがありますよね。この減量計画というのは去年のお答えでは構成自治体のほうがそれぞれ業者に対して計画書を出してもらって、そしてその中で事業系ごみの減量化を推進しているみたいなことを言っていたと思うのですが、それは引き続き各構成自治体のほうがこの事業系廃棄物の減量計画等は出されていて、それに基づいて組合はごみを受け取っているというような認識でいいのかどうかを確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 軍司議員おっしゃるとおり、減量計画、排出事業者の減量計画につきましては、各市町のほうで聴取しまして指導を行っているものと考えます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 例えば、組合側のほうでこの事業系ごみの減量化とか資源化のための研修会みたいなものを行うというような考え方はないのですか。ほかの市町、全国を見渡すと結構この事業系ごみの減量化とか資源化の推進のための研修会みたいなものを開いているところもありますけれども、組合として、あるいは構成自治体としてそのようなものを開いていく考え方があるのかどうかを確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 先ほども申し上げておりますが、事業者の搬入登録ですか、そちらの際にごみの減量についての啓発等行わせていただいておりますので、また各市町の許可業者、こちらにつきましても更新の期間がございますので、そちらで各市町のほうで啓発等行わせていただいているものと考えます。当然多量排出事業者減量推進に取り組むものという中で、そういう事業者に対する研修会等行えればというお話だと思いますが、こちらにつきましては、今後関係市町とその状況等また確認させていただいて、相談させていただければなと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） ちょっと乱暴な話になりますけれども、この事業系ごみの減量施策のためにはそもそも搬入するときの手数料を上げるという考え方が1つあると思うのです。実際に組合のほうでも平成26年4月1日から10円上げて、10キログラムについて現在260円というのが現状だと思います。近隣を見渡すと、例えば千葉市はほとんど同じ程度、印西地区環境整備事業組合より船橋とか市川は安いというのが現状になっていきますけれども、そうするとやはりこれも隣を見て考えると、佐倉市、酒々井町清掃組合というのがあります。いわゆる酒々井のクリーンセンターのほうでは、これは10キロについて350円とっているのです。印西地区環境整備事業組合では260円、この差はかなりちょっと大きくて、佐倉とか酒々井に持ち込もうとするごみは、事業系ごみはこちらに持ってきたほうが安いというような考え方もあると思うのですが、この搬入手数料のそのハードルを上げて、発生の抑制とカリサイクルの推進を図ることができるのかどうかを確認したいと思います。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） ごみ処理手数料につきましては、その手数料の単価設定につきまして、やはり一つの根拠が必要になるうかと考えております。その意味では組合としまして、現在その年のごみ処理経費というものを確認させていただきながら、今の金額が適正かどうかを確認させていただいている状況でございます。

また、当然見直し時期というものはあろうかと考えております。そこに向けて確認を1つずつ進めていきたいと思っております。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 今までの流れでいくと、大体5年に1回ぐらいずつ、10円ぐらいずつ上げてきているというのが印西地区環境整備事業組合なのかなというふうにして思っているわけなのですが、現在このクリーンセンターの長寿命化あるいは次期中間処理施設の建設に向けた動きをしている中で上げる状況というのも十分にあるのかなというふうに思いますので、十分にその辺を検討しながらこの搬入手数を検討していただきたいということをお伝えします。

（3）に入ります。（3）の産業系廃棄物が入ってしまうことがないのかどうかをお聞きします。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） お答えいたします。

産業廃棄物の搬入防止につきましては、ごみの搬入手続の際に受け入れできないごみとして書面と口頭により詳しく説明をしております。なお、日常作業として処理前に確認、選別する不燃ごみと粗大ごみでは産業廃棄物の搬入はございません。また、年2回実施している可燃ごみの展開検査でも産業廃棄物の搬入は認められてございません。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 今、年に2回実施している可燃ごみの展開検査という話がありましたけれども、産業廃棄物の混入はないけれども、例えばリサイクルできる紙とかが大量に入っていて、それはリサイクルに回してくれとか、そういったような指導はしたことがあるのでしょうか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 当然資源化できるものということで入ってきているものについて、その業者のほうに指導をさせていただいております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 年に2回ということなのですが、実はこれは去年も質問していて、去年の回答では年に2回、5月と11月にやっていますよといったような回答でした。これは、やはり頻度をもう少し上げることができないのかなと。今現在は、産業廃棄物は抜き打ち検査のほうをやっていないということなのですが、もう少し回数をふやしてもいいと思うのですが、その辺の考え方について確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 頻度でございますが、特にそういう可能性がある業者といたしましては、各事業所を回収して回ってきます各市町村で許可している許可業者23社ということになります。そちらは、どうしてもパッカー車で来ますので、あけるまで中身が確認できません。そのほか176社のうち23社を除く登録業者につきましては、全てがそういう見えない状態で持ってくるものではございませんし、また頻度としまして月に1回であったり、1年に1回というものが含まれてございます。その意味では大体約30社ぐらいがそういうパッカー車と言われるもので来ますので、そちらが見えない、あけるまで見えないという状況になっておりますので、そちらを中心に現在やっているところでございますので、頻度につきましてはある程度満足されているのかなと考えております。

また、展開検査を行う場合はピット、プラットホームになりますが、あそこを全てあけていただいで、全て職員が手で確認するというようなことになりますので、時間と場所の確保がなかなか難しいということもございまして、現在の形にしてございます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 先ほども申し上げたのですけれども、事情はよくわかりますけれども、何とかその辺を工夫して産業廃棄物が入らないように、今現在は入っているとは思いませんけれども、今後どうなるのかわからないので、十分検討していただきたいというふうに思います。

それでは、大きい3番に入ります。質問の3です。現在の印西クリーンセンターと周辺施設の運営についてを確認していきたいと思います。（1）、延命化工事は平成29年度、つまり来年度で事業は完了するが、延命化工事はスケジュールどおり進んでいるのかどうかを確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） お答えいたします。

印西クリーンセンターの延命化工事は、今年度2号焼却炉を主体に焼却炉本体の炉内耐火物の一部更新、廃熱ボイラーの一部更新、各種ポンプ、押込、冷却用、誘引各送風機、共通設備のごみクレーン、灰クレーン及び2号自動制御システム装置の更新並びに建築工事としてクレーン交換に伴う屋根の開口、閉口工事を実施しています。

なお、2月下旬に2号炉の試運転を行い、3月下旬に引き渡しを受ける予定でございます。

また、平成29年度は3号焼却炉の集塵装置、廃熱ボイラーの一部更新、押込、冷却用、誘引各送風機及び共通設備のタービン起動盤、3号自動制御システムの装置の更新を行う予定で、3号の試運転は平成29年度の2月、来年になりますが、引き渡しは同じく3月を予定してございます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 今のご説明を聞くと、ちょうどやはりこれも去年の今ごろですか、組合議員を対象にこのような工事をやっていきたいと。そして資料も配られました。その資料の中に書いてある記載のとおり、順調にやってきているのかなというふうに思いますし、また平成29年度においても今のご説明のとおり進めば、来年の2月、それから3月には引き渡しも終わるといようなことは十分に理解できたわけなのですけれども、1つちょっと確認をしておきたいと思うのですけれども、ちょうど1年前の説明があって、延命化工事の対象は2号炉と3号炉であると。今回の延命化の対象に1号炉はなっていませんよと。それはよくわかります。その1号炉は、ではどうするのかというと、やはりそれも資料の中に説明があって、資料の中の説明では1号炉は定期修繕で対応し、今後の稼働については補助炉として取り扱う旨の説明がありました。そこで確認をしたいと思うのですけれども、平成28年度、つまり今年度及び平成29年度についての定期修繕はどうなっているのですか、そこを確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 平成28年の定期修繕につきましては、1号炉本体の耐火物及び火格子の一部補修、廃熱ボイラーの整備を行っています。また、このほか2号、3号炉の基幹改良工事対象機器を除く機器の整備及び粗大施設の整備を行い、約2億ほどかかってございます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 来年度、平成29年度においては2億使いますよと。それで、延命化工事については、2号炉が終わって3号炉をやると。1号炉は、定期修繕をやって、これから平成30年度に入ったら、2号炉、3号炉をメインに1号炉は補助で使ってきますよということなののですけれども、この補助炉というのは、これは当然10年間使っていくというようなことになるとは思いますけれども、では年間どのぐらいこれは1号炉を稼働させる予定なのでしょうか。見込みがもしもありましたら、お願いします。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） お答えいたします。

平成29年度につきましては、3号炉の基幹改良工事のため約8カ月間休炉となります。1号炉の稼働を220日稼働と見込んでおります。また、2号炉、3号炉が稼働しておる時点、平成27年度の実績

といたしましては、1号炉の稼働日数は120日でございます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 1号炉の稼働が平成27年、つまり2号炉、3号炉が延命化工事をする前に120日使っていたということは、もしかすると……もしかなくてもですよ、平成30年度には同じぐらい120日は稼働するというので今ご回答いただいたのかなと思うのですけれども、その認識で間違いないのかを確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 多少のばらつきはあろうかと思いますが、おおむねこの数字で稼働するような形になろうかと思えます。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 今お聞きしたのは今年度どのぐらいお金がかかって、来年度1号炉どのぐらいお金がかかるのかということはお聞きしましたけれども、当然そうすると年間120日も稼働する、つまり単純に30で割って、4カ月は1号炉は稼働するわけです。10年間稼働させていくということは、1号炉については毎年毎年ある程度のお金をつぎ込んでいって定期修繕をやっていくという考え方で間違っていないのかどうかを確認します。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 稼働しますと、当然耐火物等損傷はしていくものでございます。当然その状況に応じて定期修繕は必要になろうかと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） これから、では2号炉、3号炉は延命化工事をしっかりやって、10年間はしっかり働いてもらおうというのはわかりますけれども、1号炉、ちょっと何か年間120日、4カ月間稼働していくということを今お聞きするとちょっと不安になるのですけれども、その辺の大規模修繕でなくても、中規模あるいは定期修繕以外のものはやっていく必要はないのでしょうか。ここを確認したいと思えますけれども。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 毎年当然定期点検等も行っておる中でモニタリングというものをさせていただきながら、多少の当該年度の予算の大きい小さいはあろうかと思いますが、そういう形でできるだけ大規模な形での修繕とならないよう行っていきたいと考えております。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） これからもちょっと1号炉については注視していきたいと思えます。

2番、最後になります。印西温水センターについては、大規模修繕の必要についてはどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） お答えいたします。

温水センターにつきましては、開設より24年を経過しております。平成24年2月に作成いたしました温水センター長期管理計画書には施設を良好に保つため、節目の年に数億円規模の大規模修繕を推奨しております。次期施設建設に伴う熱源としてのクリーンセンター移転の計画がありますので、計画書どおり大規模修繕は行わず、施設を運営するに当たって支障を来さないよう最低限度の修繕を行っていこうとするものでございます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 施設を運営するに当たって支障を来さないような最低限度の修繕を行っている状況だというご説明でした。そのご説明については、なるほどよくわかるのですけれども、焼却場の延命化工事を行い、10年間は現在地で運営をしてきました。言いかえると、先ほどの野田議員の質問にもありましたけれども、少なくとも10年、つまり平成40年度ぐらいまではこの温水センターを稼

働するという前提に立っての話だと思えますけれども、そうなった場合に平成40年度まで施設を運営するに当たって支障を来さない運営というのは、これはできるのでしょうか。それを確認したいと思います。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） お答えいたします。

毎年の定期修繕の中で各機器の点検も含め、定期修繕を行っている状況でございます。平成40年度までは大規模修繕が必要にならないよう毎年度の定期修繕の中でモニタリングをしっかりさせていただいて、そのモニタリング結果によって修繕等を決定していきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 仮定のことになってしまうかもしれませんが、途中で本当に大規模修繕が必要になってしまったらやめると。つまり温水センターは、もう大規模なお金がかかるので移転することを前提にやめるということは想定の中に入っているのでしょうか。そこを確認したいと思います。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 現在の中ではあくまでもここでクリーンセンターが稼働している間、その間につきましてはできる限り運営をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 最後にお聞きしますけれども、そういう中で、では平成29年度、来年度はどのような修繕をして利用者の満足を得るような運営をしていくのかどうかを確認したいと思います。

以上で終わります。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 平成29年度の修繕の内容と思われまして、お答えさせていただきます。

主要設備といたしまして、空調設備のファンコイルユニットの交換、給排水設備の給湯関連配管改修、電気設備の館内照明の改修、プール設備のろ過材交換等を予定してございます。平成29年度の修繕期間の予定といたしましては、印西クリーンセンターの蒸気が停止する全炉停止期間に合わせまして、11月11日から19日、あくまでも予定でございます。また、毎月1日、第3月曜日の休館日とそういうものに合わせまして改修を行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 以上で軍司俊紀議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします

(午前 11時56分)

○議長（血脇敏行君） 会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（血脇敏行君） 次に、議席3番、永瀬洋子議員の発言を許します。

永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） 議席3番の永瀬洋子でございます。それでは、通告いたしましたように、さきの質問をしたいと思えます。

まず、1つ。質問1、次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書について、(1)、整備協定書(案)に対する意見募集結果について。このパブリックコメントの募集結果というものは、既にお聞きしているのですが、一応質問を出しておりますので、お答えを願いたいと思えます。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 永瀬議員の質問にお答えさせていただきます。

整備協定書（案）に対する意見募集結果についてですが、平成29年1月6日から19日を募集期間といたしましてパブリックコメントの意見募集を行ってございます。提出者といたしましては11名、意見の件数、項目数ですが41件となっております。意見募集期間終了後、事務局におきまして提出があった意見の集約、整理を行っております。意見で多かったものは第11条の地域振興策に係る整備費用に関するものであります。今年度当初より吉田区と対話により種々確認、協議を進め、当該事業の誘致に関する正式な合意を約束するための内容のものでありますことから、今後は組合の対応方針のもと再度吉田区との確認、調整を行う予定でございます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） 今、この整備協定書（案）というものは、今年度当初から吉田地区と対話によりさまざま確認、協議を進め、当該事業の誘致に関する正式な合意を約束するための内容のものであり、今後は組合の対応方針（案）を整理、内部確認後に再度吉田地区との確認、調整を行う予定でありますとお答えがございましたけれども、この間の全員協議会のご説明によりますと、このパブリックコメントに対してこれは全部で41件あったのですが、それに対して全てお答えというのでできているのですが、この組合としてはパブリックコメントをとることによって、その内容を変えることは全くない。けれども、今後この吉田地区との協議によってはこの整備協定書の文言というものが変わる可能性がある、そんなふうにお答えになりました。そういたしますと、今のお答えの組合の対応方針を整理、内部確認後にというのはこれは一体どういうことを組合としてはなさるのですか。つまり組合としてはパブリックコメントをとったけれども、そのパブリックコメントによって、この整備協定書の文言というには全く影響を受けていないというように私は受け取っておりますので、これはすぐにこのまま吉田区の方々と協議をなさる材料としてお使いになると思うのですが、その辺はどのようなことになるのでしょうか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 整備協定の中身につきましては、現在対応方針としまして、既にお配りさせていただいている回答案で協議を進めていきたいと考えております。しかしながら、あくまでも吉田区との今後の協議になります。その中では当然この意見について採用したらどうかという吉田区からの意見もございまして。そういう意味では変更になる可能性はありますよとご説明したものでございます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） そういたしますと、今後吉田区の方のご意見によっては内容が変更することもあるということですが、この吉田区の方とは組合は何回も協議を重ねてきたわけですから、もし今後吉田地区の方のご意見でこの整備協定書の中身が変わるとしたら、どういう方向が一番変わりやすいのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 協定内容の変更について、どういう部分があるか、想定されるかという意味かと考えます。こちらにつきましては、今後吉田区とこの後協議に入っているわけですが、その内容につきましては、今現在として想定できる部分はございません。あくまでも今後の吉田区との協議結果ということですが、ご理解いただきたいと思います。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） そういたしますと、吉田区のこの協議結果がどのようなになるかは全く今皆目検討がつかせませんが、もしこの整備協定書（案）が吉田区の方からのこのご意見を取り入れて変更して、これが締結されるとなると、ではその整備協定書というのは締結前に公開されるのか、あるいは締結後に公開なさるのか、その辺のところのお心づもりはどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 吉田区からはできるだけ速やかに締結をし、事業に

入っていただきたいという要望は受けてございます。しかしながら、これから吉田区と協議に入ってまいるのでございますので、今後の予定についてはまだ確定したものはございません。したがって、事前に公表できるのかどうかについてはまだわかりませんが、できる限り組合の立場としましては、事前に公表して、それから締結に向けたいと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） これは相手さんがあることですから、今のところ何とも言えないのかもしれませんが、やはりこれだけパブリックコメント、これは11人しか答えを出しておりませんけれども、組合がパブリックコメントをとるということは、これはインターネットでも発表なさいましたし、それから広報でもこのことを言うておりますし、そして私たちの市でも各出先機関に全て整備協定書の文言と、それからパブリックコメントをとりますよという用紙が置かれて非常に広く皆さんに呼びかけておりますから、ここで整備協定書の締結前にできたらやはり公表することが正しいと私は思いますけれども、それは今後の推移を見ていきたいと思っております。

それで、今度は整備協定書の内容でございますけれども、このパブリックコメントで一番多かったのは何といっても整備費の上限額ということであったと思っております。このことにつきましては、いろんな方がいろんなことをおっしゃっているのですが、やはり地域振興策が出て、これが100策あったのですが、それを全て重ねた金額でございますから、そういうものに対して皆さんが非常にそれはおかしいのではないかと、こういっておられるのですけれども、組合がもう一つ出したこちらですね、次期中間処理施設整備事業地域振興策の展開イメージ、全100策のアイデアリストを転記したけれども、その中ですぐやれるものと、ちょっと後で難しいものといろいろ組合のほうの色分けしたということになっているのですが、このことについて、これは先ほどから野田議員のほうからのご質問がありましたけれども、やはりこの中にあるものは非常に印西地区環境整備事業組合としてはふさわしくない事業というのが盛り込まれていると思うのですけれども、これはこの吉田区の方々と正式な整備協定書を締結する前にこういうことについては、きちんと現在の組合の規約によればできることとできないものがあるということは、これはちゃんとあちらの方にお伝えはしてあるのでしょうか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） できるものとできないものをお伝えしてあるかというご質問と考えます。組合といたしましては、今現在基本構想という形で100策アイデアリストとして掲げさせていただいております。そこで、まだ具体的にどのようなものを行うか、またどのようなものができるのかというものは、まだ洗い出しが済んでございません。そのような中で整備協定上につきましては、その内容について組合と吉田区で十分協議しますというような内容で約束をさせていただいている状況でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） 先ほど事務局長さんのご報告ではパブリックコメントをとったけれども、整備協定書（案）のほうには影響を受けないと、こういうことがありましたけれども、実は先ほど午前中に板倉管理者のほうから、いや、あれを参考にしてやるのだとこういったご意見が出たと思うのです。これは、やはり今後吉田地区の方々と協議する間において、こちらもあちらもパブリックコメントを参考にすることにはなる、こういうことですか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） パブリックコメントの意見の内容としましては、あくまでも整備協定書の内容ということでございますので、今後の地域振興策に対するものと受けとめてはございません。また、地域振興策につきましては今後事業スキームであったり、将来の持続性というものであったり、そういうものを検討していく中で決定していくものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） 今の局長さんのお話もごもっともではございますけれども、やはり整備協定書のことについてパブリックコメントをとって、その中身が結局いわゆる整備協定に関する、振興策

に関するお金ということに皆さんの関心が非常に強かったということを考えますと、やはりこの地域振興策をどうあるべきかというのは、これは非常に大きな問題だと思いますので、全くパブリックコメントと地域振興策の展開は全く違うというのは少し違うと思います。しかし、このことについて論議をしてもちょっと水かけ論になりますから、ちょっと先へ進みます。

そういたしますと、今のところ、整備協定書を締結するに当たって事前に公表するか、事後の公表になるかはわからないけれども、今回このパブリックコメントをもとにしてあちらの方とお話し合いをします。そして、協定書の締結というのは、これは本当は8月ごろにする予定であったと聞いておりますから非常に遅れているわけでございますけれども、協定書の締結というのは大体今の段階でいつまでにしたいとお考えでしょうか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 組合の締結時期の予定と、組合の希望というご質問だと思いますので、組合としましてはできる限り早い時期に締結をしたいと考えております。できれば年度内には済ませたいと考えております。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） では、今までお伺いしたような次第で協定書が年度内に締結できたとしたら、今度はその後のスケジュールについてお聞きしたいと思います。この締結がされた後、今度は組合の作業としては一番最初何をしなければならないのでしょうか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 整備協定締結後の作業とスケジュールということでございますので、お答えさせていただきます。

締結後の作業につきましては、協定の締結が前提となりますが、応募いただいた同地権者グループの方の中には一日も早い事業着手を望まれる方もいらっしゃいますことから、協定締結後は用地取得のための準備としまして建設候補地の地質調査、また用地測量業務を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） では、お答えは了解いたしましたけれども、この締結後の大きな作業としていわゆる地域振興策に対する基本計画を立てるということがありますが、このことについてはいつごろどのように着手をなさるおつもりなのでしょうか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 現在基本構想と掲げさせていただいている100策のアイデアリストにつきましては、来年度1年間かけて基本計画という形でまとめ上げていければと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） そういたしますと、これは今のところ希望的観測かもしれませんが、本年度中に協定書を締結して、そして29年度にいわゆる基本計画を1年間で立てていくということではよろしいですか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） ちょっと事前に整理をさせていただければと思いますが、まず本体の事業と地域振興策の事業とは別にお考えいただければと思います。施設整備の関係につきましては、用地買収をなるべく早い時期に進めていきたいと。また、地域振興策につきましては、その計画がまたより具体的なものになるよう来年度1年間かけて策定をさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） 今の工場長さんのおっしゃるとおりです。確かに締結後は、いよいよ施設整

備に向かってのいわゆる地質調査とか、それから用地測量、用地取得という問題がありますけれども、それと同時に並行して地域振興策の基本計画というものを立てていくと、そういうことになるわけですよ。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 今、永瀬議員おっしゃいましたとおりのご理解でよろしいかと思えます。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子） 一番大事な施設の整備のための用地取得というのが一番大きな問題があるので、今回はどうしても施設整備事業に関していわゆる地域の振興策というのがクローズアップされておりますので、話がちょっとそちらのほうに寄っておりますけれども、いわゆる施設整備基本計画ということをやっていく。それは、いわゆる100策の中から実際に組合ができる事業に落としていくということによろしいわけですよ。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） いま一度、整理をさせていただければと思います。施設整備基本計画につきましては、あくまでも本体の部分、クリーンセンターの部分の追加検討でございます。まだ決まっていない部分がございますので、そちらを検討していきたいと考えています。また、地域振興策の基本計画を来年度1年間かけてまとめ上げていきたいという内容でございます。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） それはわかりました。ちょっとそのことについては、少し時間をとってしまいましたからまたお伺いいたしますけれども、そういたしますと、結局私が申し上げたいのは、今回のパブリックコメントの総括といいますか、このパブリックコメントを最初はこういった条件がなければパブリックコメントとしても、もしご意見が寄せられてもパブリックコメントとしては取り上げないかもしれないという、そういった条件があったのですが、一応今回の41件については全て取り上げていただいて、それに対して組合の意見というものをつけたということは非常に良かったと私は思います。しかし、ここまでやってきて、今このパブリックコメントというのを、これはパブリックコメントの結果が出たということは私どもも聞いておりますし、それから1月14日の説明会においてもお話がございましたけれども、これはまた広く公表はされていないと思うのですが、これはこの協定書が締結、完結してから皆さんに公表するということになるのですか。それともこの協定書の締結事前の協議中であっても皆さんに公表するということになるのでしょうか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） パブリックコメントの意見集約結果につきましては、吉田区と今後協議していく中では非常にちょっと時間がかかるだろうと想定してございます。しかしながら、意見をいただいた皆様方に対しましては、余り遅くの回答では非常にまずいかなと考えておりますことから、今回の意見の結果につきましては対応といたしましてあくまでも現在の組合の考え方というようなことで、早い時期に公表をさせていただければと考えております。ただし、その中には注釈が当然入ります。吉田区との今後の協議の結果によっては、この対応方針に変更が生じる場合もございますというようなことで公表を考えております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） これは、まだ完全に完了版ではないけれども、組合の報告としてこういうことを公開すると、こうおっしゃったわけですね。それをやっていただきたいと思えます。それで、組合が今まで中間処理施設整備の建設のさまざまな検討事項について公開を常にしておられたことは非常に良かったと思うのですが、ですが全てのものが公開されていなかったのです。それは、1つは、これは昨年私も前の大須賀工場長に申し上げたのですが、昨年28年の2月1日から28年2月15日の間にやはりパブリックコメントをとりました。これは、次期中間処理施設の施設整備基本計画（案）についてパブリックコメントをとったのです。ところが、このパブリックコメントをとっていきまよというような広報がされた段階におきましても、この施設整備検討委員会のいわゆる議事録の概要版、

それから全文と2つあるのですけれども、これが何回か、パブリックコメント直前の3回分ぐらいがホームページで公開されていなかったのです。それは、私は気がついてそのことは申し上げたのですが、それは今会議録を整備中だということでございますから、そのとき納得したのですけれども、その後これがいまだに公開されていないらしいのですが、これはどういうことなのですか。つまりお聞きしたいのは、会議録が未公開、そしてまたパブリックコメントの結果が未公開だったのだそうです。これについては、どのようにご説明をしてくださるのでしょうか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） パブリックコメントではなくて会議録の公開ということだと考えております。以前、私どもに確かに全文の会議録がまだ載っていないよというような申し出がございまして、私のほうからそれは至急載せてくれと指示をしておったものなのですが、ちょっと申しわけございません、その後私も確認不足で申しわけありませんが、ちょっと載っていないというのは何とも申し上げられないのですが、もしも載っていないのであれば、早急に対応させていただければと考えております。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） この会議録が載っていないということを1つ指摘しておきながら、それを確認しなかった私もちょっと落ち度があるのですが、しかし非常にこれから時間がたって、いよいよこの地区の方たちと整備協定書を締結するという段階においても会議録、そしてまた28年2月1日から2月15日までにとられたパブリックコメント、これが施設整備基本計画案についてのパブリックコメントですから、これが公開されていないのは単なる事務的なことでお忙しいからお忘れになったとも思いますけれども、やはりこれは今の段階ですから、もう整備協定書を結ぼうという段階ですから、これは非常にまずかったと思いますので、載っているかどうか、これを今調べていただけませんか。

○議長（血脇敏行君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時24分）

○議長（血脇敏行君） 再開いたします。

（午後 1時29分）

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） まず、会議録につきましては、今確認したところ、今掲載されてございます。また、施設整備の関係のパブリックコメントでございますが、ちょっと組合のホームページの深いところに入っております、これは委員会がパブリックコメントをかけている関係上、施設整備検討委員会の答申書のほうに入っておりますので、そちらでご確認いただければと思います。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） 大変失礼いたしました。でも、安心いたしました。実は、私もこのパブリックコメントが始まろうとしているのに、こういったものが出ていないことには非常におかしいなと思っていたのですけれども、でも市民の方がホームページの見方が悪くてパブリックコメントの結果が見られなかったということでございますから、それは市民の方もちょっとよくわからないところがあったのだと思いますが、一応議事録全部と、それから施設整備基本計画のパブリックコメントの結果も掲載されているということでございますから、それは安心いたしましたし、ちょっと私の早とちりをお許しいただきたいと思います。

それでは、そういったことがあって、これから整備協定書の締結がされるわけでございますけれども、それは今のところどんなふうな整備の契約書ができるか、ちょっとわかりませんけれども、やはりこのパブリックコメントに寄せられた33億というお金に対して、皆さんが非常によくわからないでいらっしゃる。そういったことは本当に参考にしていただきたいと思います。そして、また先ほども申し上げましたように、組合の仕事としてはやはりどうなのだろうと思うものがたくさん含まれているわけでございますから、その辺についてもこの規約を改正すれば済むという話ではなくて、やはり

その辺は今お金のない時代でございますので、その辺はきちんとお話し合いを進めていただきたいと思います。

そして、私はもう一つお伺いしたいことがあるのですが、組合は次期中間処理施設を整備する。そして、また地元の方々とお話し合いによって地元の振興策というものも組合がお金を出してつってあげる。そしてまたそのことについて、今度は地元の方々のご自分で法人なりをお立ち上げになって、そしてその運営は法人の方々たちがすると。そのことにつきましては、自分たちはもう独立採算制でやることを目指していると、たしかこの整備協定書のほうにも書いてあると思います。しかし、この整備協定書の今回のパブリックコメントのところに出された整備協定書の前の整備協定書素案というのを昨年9月に私ども見せていただいたのですけれども、そこにはこういう文言があったのです。それは、甲が設立する法人、甲というのは地元の方々のことをいいます。甲が設立する法人に対する経営支援という項があって、「乙は第10条、第13条及び第15条で規定する印西地区における公共公益的な波及効果を総合的に勘案し、第16条第1項で規定する法人の経営支援を行うことができるものとする。なお、経営支援を行う場合、その期間、金額等の内容については、甲及び乙により協議の上、決定する」、このことにつきましては、私は10月の議会のときに質問をいたしました。そういたしましたら、これは組合のほうでも、それからあちらのほうの方もやはりこのことについてはちょっと誤解を呼ぶような文言だからということで、これが削られたわけです。私は、そのことについてはよかったと思っているのですが、どうもいろいろお話を聞くと、こういうことが全くなくなったのではないというような気がするのです。といいますのは、例えばここに書いてありますけれども、この吉田区の方々はそのような地域振興策を行って法人を立ち上げた場合、それはもう自分たちで運営するということを目指すと、そういうことが書いてあるのです……失礼、これは第16条です。甲が設立する法人、甲は、つまり地元の方です。「事業及び地域振興策において設置した施設の運営管理に当たり、新たに法人を設立する」ものとする。2項、「前項で規定する法人は、自己の収支で独立した採算をとることを目指すものとする」、こう書いてありまして、これは吉田区の方々がそういったお志を持っているから、それを変えてくれと。こんなふうにおっしゃったと聞いております。しかし、この文言は非常にいいと私は思うのですが、しかしながらこの第21条には協定事項の見直しというのがあります。「甲及び乙は本協定に定める事項の履行状況を定期的に確認し、評価及び改善を行い、必要に応じ、甲及び乙による協議の上、本協定の見直しを図るものとする」とありますから、これは非常に悪く考えて失礼ですけれども、「独立採算制を目指すものとする」と一方書いてあって、将来どうにもなくなったときには、やはりこの協定書を見直して、乙が甲に対して何らかの資金援助をすることができるということがここで復活するのではないかと私は危惧しているのですが、このことについては、私の解釈が間違っているのでしょうか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 吉田区の支援の問題かと思いますが、まず最初に確かにそういう文言が入ってございました。しかしながら、当然そぐわないというようなことで削除をさせていただきます。ですので、現在はその文言につきましてははないという状況の中で、最終的な疑義が生じた場合についてそこで救えるのではないかというようなご発言かと思いますが。全体的に整備協定自体はまだ最初の入り口の約束事を決めているだけであって、それについてさまざまな疑義が出てくる場合は当然想定されます。いろんな状況によって変更が余儀なくされる場合も当然あるかと思えます。そういう意味で載せておるものでございますので、その条項をとって支援をしるというような話には、これはならないのかなと。当然そういう話があったとしても、あくまでも協議でお互い合意しなければ変更はできないものであると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） では、そのことについては工場長さんのお言葉を信用することにいたします。

それで、もう一つ。昨年10月に私がこの整備協定書について質問したときに、この松崎地区の方々の動向についてお伺いをいたしました。この松崎地区の方々は吉田区の方々と何か足並みがそろっていないというような話は聞いていたのですけれども、組合のほうでは、いや、そんな心配はないのだということをおっしゃっていたと思うのです。ですが、どうもその後を聞くと、やはり何かちょっと

と足並みがそろっていないところもあるとかということも私の耳に入ってまいりましたので、この松崎地区の方々はどうですかということをお尋ねしましたら、工場長さんが、いや、いや、11月に松崎地区の方と話し合いをするから大丈夫ですよと、こんなふうにおっしゃったのです。それでは、その11月の松崎地区の方々との話し合いというのはどんなふうになったのでしょうか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 前回ご説明した段階で、松崎区について心配ないと、または大丈夫だというようなご説明は、申しわけございません、してございません。当然その時点で松崎区からは反対という意見書が出されております。その状況については、今もまだ変わってございません。しかしながら、11月5日土曜日に松崎区の区の協議会、松崎区の会議でございますが、その終了後、時間をとっていただきまして、これまでの事業及び松崎区との経緯を初め、事業の進捗を説明するとともにご意見等をいただいております。事業が展開することでの収集車の往来による周辺への影響や印西市の計画道路、松崎吉田線のことですが、そちらに対する意見等はございました。現在は先進地視察、済みません、説明が漏れまして、松崎区としましてはクリーンセンターの移転によって環境がどう変わるのかということをお非常に心配されておられる方がいらっしゃるから、先進地の視察、また新しい清掃工場の視察というものを企画させていただきまして、現在町内会等の回覧によりまして参加者の募集をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） 松崎地区のことは心配ないと、これはお言葉そのものを私が表現しているわけではなくて、そういう意味のことをおっしゃったというのは、これは今の工場長さんではなくて、その前の工場長さんのことでございますから、ちょっと言葉が足りなくて失礼いたしました。そして、今伺いましたら、やっぱり松崎地区の方からは意見書も出ているということでございますし、11月5日の会議においては、収集車の往来、それから松崎吉田線の道路の形状というのか、道路のこれは建設のことなののでしょうか、そんなことについてご意見が出たということでございます。先進地を見ていただいて、ご理解をいただこうということになっているのかと思いますが、この松崎地区の方々に吉田地区の方々と38億円というこんな整備協定書を交わしたということはもちろん事前に知られていると思いますが、そのことについて松崎地区の方は特にそういうことはおっしゃってはいないのでしょうか。あくまでも収集車の往来と、それから道路工事のことをおっしゃっているのですか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 現在我々11月に説明会を行わせていただきました。また、そのときに懸念されている周辺環境についてどうなのだというようなことの心配もございましたので、視察研修等お願いする旨、これもまたその協議会の中で説明をさせていただいております。今の段階では先ほど申し上げたような懸念材料が出ているよというようなことは伺っております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） では、不安材料はあるけれども、組合としてはそういった努力を重ねているということに理解いたします。しかしですが、いざ吉田区の方々とこういう整備協定書を結ぶということになったときに、松崎地区の方々には全く先進地の研修視察だけで、ほかの何か方策というものをとらなくてもいいのでしょうか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 何らか方策をとらなければいけないのかというご質問の中では、地域振興策のことかなというふうになりますが、現在松崎区につきましては、正式に賛成という表明をされているわけではございません。したがって、我々として現在のところできる限り本事業の理解者をふやしていただくというようなことの努力を続けていくということをご理解いただければと考えます。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番(永瀬洋子君) 松崎地区の方にこの振興策をして差し上げると言ったわけではなくて、もっと松崎地区の方々にご理解を深めるためにもっといろいろな方法を考えなくていいのかということをお願いしたのですが、組合としては努力をなさっているということでございしましたが、それはそれでわかりました。

それで、あと時間どのぐらいありますか。

○議長(血脇敏行君) 4分55秒です。

○3番(永瀬洋子君) そうですか。では、ちょっと次の質問をすぐいたします。今、白井市内にはこのクリーンセンターが建つ前に白井市全体の、当時白井町ですけれども、白井町全体の白井清掃センターというのがありまして、これがこちらのほうに統一されまして、結局そこは今処理困難物ストックヤードとして使われているのでございますけれども、全体用地の中の正しい数字は申し上げられませんが、全体用地の中のストックヤードというのはほんの一部なので、このことについて市民の方が何とかあの土地を利用できないのと、こういうことが出ておりますので、この質問をしたのでございますが、この旧白井清掃センターの跡地について組合のほうはどんなふうにお考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(血脇敏行君) 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長(今井 聡君) お答えいたします。

旧白井清掃センター跡地の利活用につきましては、国の交付金制度を活用した印西地区循環型社会形成推進地域計画に基づきまして、平成25年度に廃棄物ストックヤードを整備したもので、現在関係市町の公共用地に不法投棄された廃棄物のうち印西クリーンセンターで処理することができないテレビ、冷蔵庫、タイヤ、バッテリーなどの処理困難物の一時保管場所として利用しているほか、小型家電リサイクルボックス回収保管場所にも使用をさせていただいております。

交付金制度を活用いたしまして事業展開をしておりますことから、今後も当分の間は継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(血脇敏行君) 永瀬議員。

○3番(永瀬洋子君) はい、現状わかりました。確かに国の交付金が入っているということは聞いておりましたので、それはおっしゃるとおりだと思います。ですから、現在のところストックヤードというのは、これは必要なところでございましょうけれども、将来クリーンセンターが吉田区に移転した場合、やはりこのストックヤードはいつまでもあそこにあるのかどうかちょっとわかりませんが、やはり白井の旧清掃センターの跡地利用に関しましては、白井市としての利用策案をきちんと出すことも必要かなと思っておりますし、そのことについては今現状だけをお聞きいたしました。またこれはこの次にでもまた再度質問をしたいと思っております。時間はもうこれでおしまいですか。はい、わかりました。まだ10分あるのか。では、ちょっと質問をします。

○議長(血脇敏行君) あと3分です。

○3番(永瀬洋子君) わかりました。それで、これは先ほども申し上げましたけれども、組合が今回のそういった整備計画の検討に当たって非常に議事録とか全てのものを公開してくださって、最後の基本計画のパブリックコメントのあれについては、ちょっと普通の方にはホームページのあけ方が難しかったということがよくわかりましたので、これはまた後で検討していただきますけれども、やはり公開をさせていただいているというのは非常に私はよかったですと思っておりますので、ぜひ今後の整備協定書、そして基本計画、そのほかの用地取得の問題についても情報公開というものに徹していただきたいと思っておりますので、そのことを申し上げて私の質問を終わります。

どうも失礼いたしました。

○議長(血脇敏行君) 以上で永瀬洋子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎議案第1号

○議長(血脇敏行君) 日程第5、議案第1号 印西地区環境整備事業組合暴力団排除条例の制定に

ついてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第1号について提案理由を申し上げます。

本案は、新規条例の制定でございます。千葉県及び千葉県内全市町村において、既に暴力団排除条例を制定し、各種施策を推進しているところでございますが、今後地域社会全体で暴力団の排除を進めていく観点から、県内の一部事務組合においても条例の制定を推進しているところでございます。

このようなことから、当組合といたしましても、暴力団排除の取り組みの姿勢を明確にするとともに、関係市町、事業者その他関係機関等と協力して暴力団の排除を推進するため条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（血脇敏行君） 小手事務局長。

○事務局長（小手正治君） それでは、議案第1号の内容につきましてご説明いたします。

議案第1号、関係資料をごらんください。

初めに、1の制定の要旨でございますが、本案は住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的として暴力団の排除に関する基本理念、組合及び事業者の責務などについて定めるものでございます。条例の制定の背景といたしましては、千葉県及び千葉県内全市町村では既に暴力団排除条例が施行されておりまして、現状といたしまして、普通地方公共団体の公共事務、事業に暴力団が介入することが困難になっております。そのことから、暴力団が組合の公共事務、事業に介入するおそれがありまして、また千葉県内一部の組合では既に暴力団排除条例が施行されているところもございます。また、検討なされている組合も存在している状況でございます。

このことから、制定がおくれている地域に暴力団が集中するおそれがあるという現状がございます。したがって、同条例を制定することによりまして、暴力団排除の取り組みを内外に示し、各種施策を積極的に推進することにより暴力団排除の高揚が図られ、社会全体での暴力団排除の基盤になるものということでこの条例を制定するものでございます。

次に、2の条文の内容でございますけれども、まず第1条の目的でございますが、本条は、条例の目的を規定したものでございます。

次に、第2条の定義でございますが、この条例において、規制対象とする暴力団等の用語について規定したものでございます。

第3条、基本理念でございますが、条例における基本理念について規定しております。

第4条及び第5条でございますけれども、組合の責務、事業者の責務でございますが、それぞれの基本的な責務について規定したものでございます。

第6条は、暴力団の排除を推進するための取り組みが住民に不当な侵害が生ずることのないよう、条例の適用上の注意を規定したものでございます。

第7条、公金が暴力団の活動資金として利用されることを阻止するために、組合の事務または事業で暴力団に利益を与えないための措置を講ずることを規定したものでございます。

第2項は、組合の事務、事業から暴力団の排除を行う上での暴力団に関する情報を収集するための根拠を規定し、第3項は当事者間の契約だけでなく、その下請け等の関連契約からの暴力団の排除を推進することを規定したものでございます。

次に、第8条でございますが、組合がみずからの姿勢として県及び関係市町が実施する施策に関する必要な協力を行うことについて規定したものでございます。

第9条は、暴力団の排除に取り組む事業者に対して、組合が情報の提供等の支援を講ずることについて規定したものでございます。

次に、第10条でございますが、事業者等における暴力団排除の機運の醸成を図るために、組合が広報活動を行うことについて規定したものでございます。

次に、第11条は、組合が行う支援や広報活動に関して、その実効性を高めるために管轄署との連携

を図ることについて規定し、第2項は警察が行う保護措置に関して組合が必要な協力を行うことについて規定したものでございます。

次に、第12条は、利益の供与は社会的に認められる行為ではないという規範を明確にするために規定したものでございます。

第13条は、この条例の施行に関しまして、必要な事項は管理者が別に定めることを規定したものでございます。

最後に、3の附則でございますが、本条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（血脇敏行君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 次に、賛成討論の方はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決をいたします。

議案第1号 印西地区環境整備事業組合暴力団排除条例の制定について、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（血脇敏行君） 承知いたしました。

起立全員です。

よって、議案第1号は可決されました。

◎議案第2号

○議長（血脇敏行君） 日程第6、議案第2号 印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第2号につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文中で引用する条番号を改めるものでございます。

詳細につきましては事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（血脇敏行君） 小手事務局長。

○事務局長（小手正治君） 議案第2号の内容につきましてご説明いたします。

議案第2号の関係資料をごらんください。

改正の要旨でございますが、印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例の条文中で引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条番号を第28条から第29条に改めるものでございます。

改正の理由でございますが、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行による、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴うものでございます。

施行期日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（血脇敏行君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 次に、賛成討論の方はございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 討論なしと認めます。
これより議案第2号について採決をいたします。

議案第2号 印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、
原案のとおり賛成の方は、ご起立願います。

（起立全員）

○議長（血脇敏行君） 承知いたしました。
起立全員です。

よって、議案第2号は可決されました。

休憩いたします。

（午後 1時58分）

○議長（血脇敏行君） 会議を再開いたします。

（午後 2時10分）

○議長（血脇敏行君） 日程第7、議案3号 印西地区環境整備事業組合関係市町分賦金の負担割合の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第3号 印西地区環境整備事業組合関係市町分賦金の負担割合の一部改正につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、印西地区一般廃棄物最終処分場地元対策事業に要する経費の負担割合の改正及び次期一般廃棄物中間処理施設の整備等に要する経費の負担割合について、関係市町との協議が調いだったので、組合規約第15条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、最終処分場地元対策費でございますが、処分場埋め立て期間の延長等に伴い、負担割合を推計人口割からごみ量割に変更するものでございます。

次に、次期一般廃棄物中間処理場施設の整備及び地域振興事業等に要する経費でございますが、平成29年度からは施設の用地取得事業に着手するなど事業実施予算となることから、新たに負担割合を定めるものでございます。

当施設は、ごみ処理に特化した施設であり、処理能力を有していることなどから、ごみ量割とするものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（血脇敏行君） 小手事務局長。

○事務局長（小手正治君） 議案第3号 印西地区環境整備事業組合市町分賦金の負担割合の一部改正につきましてご説明いたします。

議案第3号、関係資料をごらんください。

本案は、印西地区一般廃棄物最終処分場の地元対策事業に係る市町負担金の負担割合の変更並びに次期一般廃棄物中間処理施設の整備及び地域振興事業に要する経費の負担割合について定めるもの

でございます。

1の改正理由でございます。最終処分場地元対策事業に要する経費につきましては、最終処分場は当初計画による埋め立て期間を平成11年度から平成25年度までとし、埋め立て最終年度の推計人口割を負担割合としておりましたが、計画埋め立て期間を平成40年度まで延長したことなどから負担割合の見直しについて関係市町と協議を行ったところ、最終処分場は処理能力を要する施設であること及び関係市町におけるごみの減量化をさらに推進することなどの諸事情を勘案し、ごみ量割に変更することで協議が整ったところでございます。

②、次期一般廃棄物中間処理施設の整備及び地域振興事業につきましては、平成29年度から建設予定地とするところの用地取得に着手するなど、今後は事業実施予算として整理するものとし、関係市町と協議を行ったところ、施設はごみ処理に特化した中間処理施設であり、処理能力を有する施設であること及び関係市町におけるごみの減量化をさらに推進することなどの諸事情を勘案し、新たにごみ量割とすることで協議が調ったところでございます。

なお、周辺施設整備の整備及び地域振興事業につきましても、処理施設の附帯的一体施設と捉え、本体施設に準じ同様とするものでございます。また、当該整備経費に係る公債費につきましても同様とするものでございます。

なお、これまで実施いたしました施設更新に係る調査、計画などの準備経費につきましては、更新計画予算として印西クリーンセンターの維持管理経費と同様にごみ量割を適用しておりましたので、実質的にはこれまでの負担割合と変更はございません。

次に、2の改正要旨でございますが、①、最終処分場地元対策事業につきましては、これまで推計人口割、平成25年度末の推計人口としていたものをごみ量割、当該予算の属する年度の前々年度10月1日から前年度9月末までの関係市町ごみ量割に変更するものでございます。

なお、今後の地元対策事業に要する経費といたしましては、既に実施済みの上下水道整備に要した費用として整備をお願いいたしました印西市への負担金、起債償還金相当額を平成43年度まで予定しているところでございます。

②、次期一般廃棄物中間処理施設の整備及び地域振興事業につきましては、新たにごみ量割、当該予算の属する年度の前々年度10月1日から前年度9月末までの関係市町ごみ量割とするものでございます。

③、表の一部改正にともない、備考中の番号及び字句の整理をするものでございます。施行期日、適用は④、平成29年度関係市町分賦金から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（血脇敏行君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございますか。

野田議員。

○9番（野田泰博君） 今、負担割合の見直しということで、ごみ量割というのは説明したような気はするのですが、ここの印西地区環境整備事業組合は温水センターの管理運営に要する経費というところでちょっと質問があるのですが、今どのくらいの方が市町村のあれで使われているかわかりますか。

○議長（血脇敏行君） 篠宮庶務課長。

○庶務課長（篠宮 悟君） 昨年度1年間15万人ほど利用しているということです。

○9番（野田泰博君） いや、各市町村。

（「出ているよ」と呼ぶ者あり）

○9番（野田泰博君） 出ている。

どこに。

（「参考資料のところに」と呼ぶ者あり）

○9番（野田泰博君） 済みません、見えなかった。

○議長（血脇敏行君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時18分）

○議長（血脇敏行君） 再開いたします。

（午後 2時21分）

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 大変失礼いたしました。全体で約16万6,000人、印西市が10万6,000人、白井市が3万5,000人、栄町が6,600人、以上でございます。

それから、申しわけございません。市町外でございます、1万8,000人でございます。以上です。

（「市、町外かな」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 市町外が1万8,000人ということです。

野田議員、よろしいですか。

野田議員。

○9番（野田泰博君） それで、16万にちょっと足りないと思うけれども、16万人ということですが、そうすると、これに対する経費というのは人口割となっておりますけれども、その割りは印西と白井と栄が払っているということですよ。この運営費に関しては。

○議長（血脇敏行君） 篠宮庶務課長。

○庶務課長（篠宮 悟君） 議員おっしゃるとおり、温水センターの負担割合については、人口割という形でやっておりますので、構成市町の人口割では払っているという状況でございます。お支払いをいただいているという状況でございます。

○議長（血脇敏行君） 野田議員。

○9番（野田泰博君） これは質問なのですが、そうしろというわけではないのですが、たしか約1億円ほどが運営費として民間委託にかかっていますが、これは考えによっては、人口割というよりか、それを使用した市町村割とか何とかいう意見は今までにはなかったのですか。

○議長（血脇敏行君） 篠宮庶務課長。

○庶務課長（篠宮 悟君） 温水センターの負担割合につきましては、従前は利用者割というような形でやっていた時期があったというふうなことなのですが、これにつきましてはあくまで温水センターにつきましては、ここに施設があることに対する地元還元施設であるというような考え方の中で各構成市町の人口割、当時の施設につきましては、人口を想定した施設、建設事業費につきましても、要するに人口割での負担割合をとっていたということがありまして、それとあわせたような形でこのような形になったのではないかと推測しております。

以上でございます。

○議長（血脇敏行君） ほかに質疑はございますか。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 質疑はないものと認めます。

これより討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 次に、賛成討論の方はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

議案第3号 印西地区環境整備事業組合関係市町分賦金の負担割合の一部改正についてを、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（血脇敏行君） 承知いたしました。

起立全員です。

よって、議案第3号は可決されました。

◎議案第4号及び議案第5号

○議長（血脇敏行君） 日程第8、議案第4号 平成28年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第2号）について及び日程第9、議案第5号 平成28年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

両案は相互に関連する補正予算でありますので、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第4号 平成28年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第2号）及び議案第5号 平成28年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

初めに、議案第4号 平成28年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第2号）ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,204万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億1,254万4,000円とするものでございます。

補正内容でございますが、印西クリーンセンター運転指導業務の執行不要による減、工場用消耗品の使用見込み減及びその他契約差金などによる減額、また次期中間処理施設整備事業では印西市吉田区との整備協定書を本年度中に締結するため鋭意諸手続を進めておりますが、今後のスケジュールを踏まえた基礎調査といたしまして、新たに建設予定地となりますところの地質調査及び用地測量業務に要する予算をお願いするものでございます。

なお、本業務の業務期間はおおむね6カ月程度を予定していることから、本年度内の完了が見込めないため繰越明許費の設定につきましてもあわせてお願いするものでございます。

続きまして、議案第5号 平成28年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億842万9,000円とするものでございます。

補正内容ですが、職員人件費の減及び歳入の前年度繰越金の増並びに市負担金の減額をお願いするものでございます。

以上が、一般会計補正予算及び墓地事業特別会計補正予算の主な内容でございます。

詳細につきましては事務局より説明願いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（血脇敏行君） 小手事務局長。

○事務局長（小手正治君） 議案第4号 平成28年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

補正予算書1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,204万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,254万4,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用できる経費は、第2表、繰越明許費によるものでございます。

3ページをごらんください。第2表、繰越明許費でございます。予算科目、3款衛生費、1項清掃費、事業名及び金額は、施設更新計画費（建設予定地地質調査）1,296万円、施設更新計画費（建設予定地用地測量）1,028万2,000円でございます。業務期間は、おおむね6カ月程度を予定しております。

次に、歳入につきましてご説明いたします。5ページをごらんください。1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、前年度繰越金及び放射性物質対策損害賠償金など歳入の増及び歳出の補正減により、補正前の額から3億4,824万6,000円を減額し、補正後の予算額を16億7,482万8,000円とするものでございます。なお、各市町負担金の補正額につきましては、説明欄に記載のとおりでござ

います。また、補正後の負担金内訳につきましては16ページから17ページの市町負担金に関する調書に記載のとおりでございます。後ほどご確認いただきたいと思います。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金につきましては、補正前の額に716万円を追加し、補正後の予算額を5億5,626万9,000円とするものでございます。これは、次期中間処理施設整備事業における計画支援、循環型社会形成推進交付金749万円を新たに計上するとともに、印西クリーンセンターなどの放射性物質測定費用に係る廃棄物処理施設モニタリング事業費国庫補助金の補助対象事業費の減により33万円を減額するものでございます。

次に、4款繰越金、1項繰越金につきましては、補正前の額に1億966万1,000円を追加し、補正後の予算額を1億3,107万6,000円とするものでございます。

平成27年度決算による純繰越金でございます。

次に、5款諸収入、2項雑入につきましては、補正前の額に1億7,938万3,000円を追加し、補正後の予算額を2億7,569万1,000円とするものでございます。これは、平成27年度印西クリーンセンター焼却灰の処理等に要した追加的費用について東京電力から原子力損害賠償金として1億7,943万3,954円が支払われたことなどによるものでございます。

なお、賠償金は請求金額に対し100%となっております。

以上が歳入の補正でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。6ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費につきましては、補正前の額から110万8,000円を減額し、補正後の予算額を1億1,654万3,000円とするものでございます。内訳といたしましては、1目一般管理費で平成28年度職員給与の改定等に伴い、職員人件費33万8,000円の増額、2目財産管理費で財務会計システムの更新見送りに伴う業務委託料及び使用料の減、庁舎清掃業務委託料及び備品購入費の契約差金による減などにより144万6,000円の減額でございます。

次に、6ページから9ページにかけてご説明いたします。3款衛生費、1項清掃費につきましては、補正前の額から4,153万円を減額し、補正後の予算額を32億3,529万9,000円とするものでございます。内訳といたしましては、1目清掃総務費で給与改定による増があるものの、時間外手当など職員手当等の減により、職員人件費143万3,000円の減額。2目塵芥処理費、印西クリーンセンター運転管理費で消耗品の使用見込みによる需用費の減、運転管理業務委託料の契約差金及び運転管理者に変更がなかったことによる運転指導業務委託料の執行不用などによりまして4,636万6,000円の減額でございます。

印西クリーンセンター施設維持費で、デジタル計装システム保守点検業務委託料などの契約差金による621万5,000円の減額、印西クリーンセンター環境測定費で環境等測定業務委託料の契約差金による94万7,000円の減額。施設更新計画費で報償費及び会議録作成委託料の執行見込みによる減などがあるものの、建設予定地となるところの地質調査及び用地測量業務等の新規計上による2,221万8,000円の増額、放射能対策費で放射性物質等検査業務委託料の契約差金による31万7,000円の減額でございます。

次に、3目最終処分場埋立管理費では侵出水処理施設運転管理業務委託料、埋立維持管理業務委託料の契約差金、埋立地残容量測定調査業務方法等の見直しによる執行不用及び運転業者に変更がなかったことによる侵出水処理施設運転管理指導業務委託料の執行不用による443万7,000円の減額、最終処分場施設維持費で敷地内樹木管理委託料及び法面保護材補修及び集排水管集水桝蛇籠等撤去工事の契約差金による260万7,000円の減額、最終処分場環境測定費で分析業務委託料の契約差金による141万3,000円の減額。放射能対策費で放射性物質検査業務委託料の契約差金による1万3,000円の減額でございます。

次に、3款衛生費、2項保健衛生費につきましては、補正前の額から940万4,000円を減額し、補正後の予算額を3億6,187万7,000円とするものでございます。内訳といたしましては、2目環境衛生費で職員手当等の減などにより、職員人件費38万3,000円の減額、印西斎場管理費で需用費燃料費の使用見込みによる減及び設備管理業務委託料、清掃業務委託料などの契約差金による902万1,000円の減額でございます。

次に、一般職の給与費明細書につきましては、10ページから15ページの記載のとおりでございます。職員数の増減はございません。

次に、16ページから17ページをごらんください。市町負担金に関する調書でございます。

次に、18ページに補足資料といたしまして、平成28年度印西地区最終処分場整備事業における市町分賦金の精算に関する調書を添付してございます。内容につきましては、これまでの最終処分場の整備及び地元対策事業に要した関係市町負担金のうち、平成25年度末推計人口割合により算出した負担金について、平成25年度末人口が確定したこと及び最終処分場の計画埋立期間を平成40年度まで延長したことなどにより、当該過年度分負担金の精算等について関係市町と協議したところ、確定人口及び確定ごみ量割を用いて算出した額により、平成28年度から平成40年度までの間に当該各年度の組合負担金に含め精算する旨の協議が調いましたので、本年度の補正予算から処理するものでございます。

以上で一般会計の補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第5号 平成28年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出補正予算の総額から歳入歳出それぞれ1万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億842万9,000円とするものでございます。

次に、4ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、前年度繰越金の増などにより、補正前の額から601万3,000円を減額し、補正後の予算額を5,354万3,000円とするものでございます。

各市負担金の補正額につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。また、補正後の負担金内訳につきましては、11ページの市負担金に関する調書のとおりでございます。後ほどご確認いただきたいと思っております。

次に、3款繰越金、1項繰越金につきましては、補正前の額に599万9,000円を追加し、補正後の予算額を600万円とするものでございます。平成27年度決算による純繰越金でございます。

以上が歳入の補正でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。1款墓地事業費、1項墓地事業費につきましては、補正前の額から1万4,000円を減額し、補正後の予算額を6,388万円とするものでございます。これは、1目墓地事業費で職員手当等の減などにより、職員人件費を減額するものでございます。

次に、一般職の給与明細書につきましては5ページから10ページに記載のとおりでございます。職員数の増減はございません。

次に、市負担金に関する調書は11ページに記載のとおりでございます。

以上で議案第4号及び第5号補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（血脇敏行君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑に当たりましては、一般会計と特別会計がありますので、会計名とページを述べてからお願いをいたします。

質疑はございますか。

軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） ちょっと1点だけ確認なのですが、今回国庫補助金ということで、循環型社会形成推進交付金が749万円入って、要は次期中間処理施設事業、更新事業の交付金だと思いますけれども、これに関連して、ごめんなさい、一般会計のほうで一般会計の7ページ、9ページにわたって、建設予定地地質調査業務委託、それから建設予定地用地測量業務委託、それぞれ継続費ということでも計上されていますけれども、この事業自体は当初は平成29年度に行う予定だったのか。つまり平成28年度に行う予定だったのが、国庫補助金がかかるのがおくれたので平成29年に、つまり継続させるようにしたのか、ちょっとその辺がわからないので、どちらでしたっけという確認をしたいと思っております。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 当初予算上ではお願いしてはございませんでしたが、当初整備協定の締結が早目に進められればということで国のほうと協議しまして、国庫補助交付金の内示だけを受けておったという状況で、それをちょっと整備協定の締結がおくれているものですかから、県と協議したのですが、できるだけ使ってもらいたいというようなこともございまして、今回こういう形になったということでございます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 大体経緯はわかりました。では、そうすると内示はもらえて、実際にお金ももらったので、とりあえず今回平成28年度予算に補正で入れて、繰越明許でやって平成29年度に繰り越すという作業になったという認識でいいかどうかを確認して終わります。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 今、軍司議員が申されたとおりのご理解でよろしいかと思えます。

○議長（血脇敏行君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の前に、一般会計と特別会計を述べてから討論をお願いしたいと思います。

初めに、反対討論の方はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 次に、賛成討論の方はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号及び議案第5号について採決をいたします。

採決は議案ごとに行います。

初めに、議案第4号 平成28年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第2号）についてを原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（血脇敏行君） 承知いたしました。

起立全員です。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、議案第5号 平成28年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、採決に当たっては組合同規約第9条の議決方法の特例が適用されます。

議案第5号について、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（血脇敏行君） 承知しました。

起立全員です。

よって、議案第5号は可決されました。

◎議案第6号及び議案第7号

○議長（血脇敏行君） 日程第10、議案第6号 平成29年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算について及び日程第11、議案第7号 平成29年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算についてを議題といたします。

両案は相互に関連する当初予算でありますので、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第6号 平成29年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算及び議案第7号 平成29年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算について、提案理由及び予算概要をご説明いたします。

初めに、議案第6号 平成29年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算についてご説明いたします。一般会計の歳入歳出予算の総額は、35億876万3,000円とするものでございます。主な事業を申し上げますと、2款1項総務管理費では庁舎空調設備修繕業務などについて所用の予算を計上いたしました。

次に、3款1項清掃費では印西クリーンセンター基幹的設備改良事業が最終年度となり、本事業予算は前年度に比較し、減少しておりますが、次期中間処理施設整備事業で建設予定地となりますところの印西市吉田地区、約2.6ヘクタールの用地取得、アクセス道路計画及び地域振興策基本計画策定業務など所要の予算を計上いたしました。

その他、印西クリーンセンター及び最終処分場の安全、安定操業を維持するため、施設の運営、管理、機器修繕等に係る所要の予算を計上いたしました。

次に、3款2項保健衛生費は、温水センター及び印西斎場、平岡自然の家、平岡自然公園の運営事業でございますが、引き続き円滑な事業推進を図るため、各施設の運営、管理経費など所要の予算を計上いたしました。なお、平岡自然公園の一部外周道路につきましては、道路機能を維持するため、印西市との協議により道路補修に向けた工事設計等業務を計上いたしました。

続きまして、議案第7号 平成29年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算についてご説明をいたします。墓地事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、9,812万7,000円とするものです。新規事業ではございませんが、近年の墓所使用状況などから、使用許可件数の増を見込んだところでございます。

引き続き、墓地の運営、管理経費など、所要の予算を計上いたしました。

以上、平成29年予算の概要でございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（血脇敏行君） 小手事務局長。

○事務局長（小手正治君） 議案第6号及び議案第7号について、ご説明いたします。

初めに、議案第6号 平成29年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算についてご説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ35億876万3,000円と定めるものでございます。

第2条、地方債でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、4ページの第2表、地方債のとおり定めるものでございます。

第3条、一時借入金でございます。借入金の最高額を2億円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用でございます。各項に計上した経費の流用について定めるものでございます。

次に、4ページをごらんください。第2表、地方債は焼却施設基幹的設備改良事業につきまして、限度額5億2,430万円、次期中間処理施設土地取得事業につきまして限度額9,580万円とし、起債の方法、利率、表記載のとおりと定めるものでございます。

次に、6ページから7ページをごらんください。歳入歳出予算事別明細書の歳入についてご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、市町負担金につきましては、対前年度比3,336万5,000円減の20億1,571万5,000円を計上しております。各市町の負担金につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。また、負担金の内訳につきましては、33ページから34ページの市町負担金に関する調書のとおりでございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、印西斎場など使用件数の増を見込み、対前年

度比12万2,000円増の7,466万7,000円を計上しております。

2項手数料につきましては、印西クリーンセンターへ搬入される事業系ごみの処分手数料として対前年度比488万8,000円増の3億1,842万2,000円を計上しております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金につきましては、対前年度比1億6,567万9,000円減の3億8,343万円を計上しております。

次期中間処理施設整備事業に係る循環型社会形成推進交付金1,637万2,000円、放射性物質等の検査に係る廃棄物処理施設モニタリング事業費国庫補助金217万8,000円及び印西クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金3億6,488万円をそれぞれ計上しております。減額の主な要因は、印西クリーンセンター基幹的設備改良事業が3カ年事業の最終年度となり、事業量の減によるものでございます。

4款繰越金、1項繰越金につきましては、前年度と同額の300万円を計上しております。

5款諸収入、1項組合預金利子につきましては、前年度と同額の1,000円を計上しております。

2項雑入につきましては、1目雑入で基幹的設備改良事業に伴い蒸気発生量の減を見込んだことによる地域エネルギー有効活用蒸気料金の減及び容器包装リサイクル協会拠出金の実績見込み減などにより、対前年度比288万円減の9,342万7,000円を計上しております。

2目弁償金は、予算の受け入れ枠として前年度と同額の1,000円を計上しております。

6款組合債、1項組合債につきましては、昨年度に引き続き一般廃棄物処理事業債として印西クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良事業5億2,430万円、新たに公共用地先行取得事業債として次期中間処理施設土地取得事業9,580万円を計上しております。

次に、歳出につきましてご説明いたします。8ページをごらんください。1款議会費、1項議会費につきましては、議会運営費の増により対前年度比1万円増の136万8,000円を計上しております。

8ページから11ページにかけてご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費につきましては、1目一般管理費では特別職人件費、総務部門、一般職9名分の職員人件費、総務事務費など、2目財産管理費では庁舎管理費などに要する経費として対前年度比2,052万3,000円増の1億1,975万9,000円を計上しております。増額の主な要因は、職員2名増による職員人件費の増によるものでございます。

2項監査委員費につきましては、監査委員人件費、監査事務に要する経費として前年度と同額の7万1,000円を計上しております。

11ページから18ページにかけてご説明いたします。3款衛生費、1項清掃費につきましては、1目清掃総務費ではごみ処理部門、一般職15名分の職員人件費など、2目塵芥処理費では印西クリーンセンター運転管理費など、3目最終処分場費では最終処分場埋立管理費など、対前年度比3億2,902万7,000円減の29億6,153万4,000円を計上しております。

減額の主な理由でございますが、11ページの1目清掃総務費で職員1名減による職員人件費の減、12ページから17ページの2目塵芥処理費で印西クリーンセンター定期修繕、デジタル計装システム保守点検業務の減による印西クリーンセンター施設維持費の減、基幹的設備改良工事の事業量の減に伴う印西クリーンセンター基幹的改良事業費の減、17ページから18ページの3目最終処分場費で、最終処分場法面補修等工事の完了に伴う最終処分場施設維持費の減などでございます。

一方、増額といたしましては、13ページの脱臭用活性炭交換業務の皆増による印西クリーンセンター運転管理費の増、14ページから15ページの次期中間処理施設建設予定地の不動産鑑定、物件調査、施設整備基本計画追加策定、地域振興策基本計画策定、アクセス道路概略設計から地質調査及び用地取得費などの皆増による施設更新計画費の増でございます。

なお、2目塵芥処理費の印西クリーンセンター運転管理業務につきましては、毎年入札執行準備期間の切れ目をなくすため、平成29年度より3年間の長期継続契約を予定しているところでございます。

次に、19ページから22ページにかけて説明いたします。2項保健衛生費につきましては、1目余熱利用施設費では温水センター管理費、2目環境衛生費では平岡自然公園部門、一般職3名分の職員人件費及び印西斎場管理費など対前年度比3,495万5,000円減の3億4,860万円を計上しております。減

額の主な要因でございますが、19ページの2目環境衛生費で職員1名減による職員人件費の減及び印西斎場燃料費、光熱水費、修繕料など需用費の減による印西斎場管理費の減などがございます。

一方、増額といたしましては、21ページの需用費、平岡自然の家水道給水装置修繕の皆増による平岡自然の家管理費の増及び22ページの外周路補修工事設計等業務の皆増による平岡自然公園管理費の増でございます。

次に、4款公債費、1項公債費につきましては、対前年度比1,996万5,000円減の6,743万1,000円を計上しております。平成18年度借入債の定期償還終了による減でございます。

次に、5款予備費、1項予備費につきましては、前年度と同額の1,000万円を計上しております。

次に、23ページから29ページに特別職及び一般職に係る給与明細書、職員数につきましては増減ございません。

次に、30ページに継続費に関する調書、31ページに債務負担行為に関する調書、32ページに地方債に関する調書を、33ページから34ページにかけまして、市町負担金にかかる調書を添付してございます。それぞれ記載のとおりでございます。

以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、議案第7号 平成29年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の35ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ9,812万7,000円と定めるものでございます。

38ページをごらんください。歳入歳出予算事項別明細書の歳入につきまして、ご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、対前年度比1,434万6,000円減の4,540万5,000円を計上しております。各市の負担金につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。負担金の内訳につきましては、48ページの市負担金に関する調書のとおりでございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

2款使用料及び手数料、1項手数料につきましては、印西霊園130基分の墓所使用料と1,991基分の管理料を見込み、対前年度比393万8,000円増の5,264万8,000円を計上しております。

3款繰越金、1項繰越金につきましては、前年度と同額の1,000円を計上しております。

4款諸収入、1項組合預金利子につきましては、前年度と同額の1,000円を計上しております。

2項雑入につきましては、前年度と同額の7万2,000円を計上しております。

次に、歳出につきましてご説明いたします。39ページから40ページにかけてご説明いたします。1款墓地事業費、1項墓地事業費につきましては、1目墓地事業費で職員1名分の職員人件費及び墓地管理に要する経費として対前年度比253万5,000円増の6,652万1,000円を計上しております。増額の主な要因でございますが、歳入において墓地使用許可件数の増を見込んだことによる市への墓所使用料歳入精算金の増などによるものでございます。

次に、40ページの2款公債費、1項公債費につきましては、対前年度比1,294万3,000円減の3,060万6,000円を計上しております。平成18年度借入債の定期償還終了による減でございます。

次に、3款予備費、1項予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上しております。

次に、41ページから46ページに一般職に係る給与費明細書、職員数につきましては増減はございません。47ページに地方債に関する調書、48ページに市負担金に関する調書を添付しております。それぞれ記載のとおりでございます。

墓地事業特別会計につきましては、以上でございます。これで、平成29年度一般会計予算及び墓地事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審査くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（血脇敏行君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

休憩いたします。

（午後 3時07分）

○議長（血脇敏行君） 会議を再開いたします。

○議長（血脇敏行君） さきに提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑に当たりましては、総括事項及び個別事項に分けて行います。

初めに、総括事項について質問の通告があった議席7番、軍司俊紀議員の発言を許します。

軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 済みません、始める前にちょっと確認ですけれども、これは全部一括で全部言って。

○議長（血脇敏行君） お願いします。3回。

○7番（軍司俊紀君） それでは、通告に基づいての総括質疑をしたいと思います。一般会計、特別会計両方にわたるものもあると思いますので、3つしたいと思います。

1点目、平成29年度当初予算案では一般会計の経常的経費が昨年対比で約5,000万円減額されておりますけれども、組合運営上支障はないのでしょうか。この5,000万円という減額ですけれども、実は平成27年度から平成28年度にかけても5,000万円減額されていて、この2年間でトータル1億減額されているのです。それについてどのような結果が出ているのかをお聞かせください。

2点目、施設建設費の予定地の取得を今回見込んでいますけれども、これはどの程度、全部面積買うのかどうかも含めて教えてください。

3点目、印西斎場の使用料の内訳です。これは、どのように見積もっているのでしょうか。

4点目、諸収入は昨年対比で減額予算となっています。こちらの理由はなぜでしょうか。

質問5、事業推計においての人口及び総ごみ量はどのように見積もっているのか。

最後、質問6、随意契約に関して競争入札ができる可能性は検討されているのか。

以上、5件お聞かせください。

○議長（血脇敏行君） 篠宮庶務課長。

○庶務課長（篠宮 悟君） それでは、私のほうから一般会計の経常的経費が対前年度比減額となっている。組合運営上支障は出てこないのかについてお答えいたします。

一般会計の経常経費は対前年度比5,256万3,000円の減額となっております。主なものでは公債費で平成18年度債の定期償還終了などにより1,996万5,000円の減額、印西斎場管理費の需用費で定期修繕など修繕料の減、LPガスの使用見込みによる燃料費の減及び電気事業者の変更による光熱水費の減などにより、2,729万2,000円の減額となっております。

印西クリーンセンター運転管理費の需用費で排ガス、飛灰処理薬品の使用見込みによる消耗品費の減額などにより575万円の減額によるものでございます。

以上により、公債費やその他の消耗品等の実績等を踏まえた減額となっておりますので、組合運営上は支障ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 施設建設予定地の取得を見込んでいますが、どの程度見込んでいるかについてお答えいたします。

清掃工場本体用地約2.6ヘクタール、現在見込んでおります施設の全体でございます。そちらの買収を見込んでおまして、予算額としましては9,209万1,000円と見込んでございます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 高橋平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（高橋康夫君） 質問の3番目、印西斎場の使用料の内訳はどのように見積もっているのかについてお答えいたします。

印西斎場の歳入につきましては、火葬使用料、式場使用料、霊安室使用料で構成をされております。内訳でございますが、火葬使用料は、2,605万円で1,510件分の火葬を見込んでございます。また、式場使用料は、4,289万2,000円で680件の式場利用を見込んでございます。そして、霊安室使用料につ

きましては、293万5,000円で570件分の保冷库の利用を見込んでおります。

以上で印西斎場の使用料収入につきましては、対前年度比4万3,000円増の7,187万7,000円を見込んでいます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 篠宮庶務課長。

○庶務課長（篠宮 悟君） それでは、質問4、諸収入が対前年度比減額となっているのはなぜかについてお答えいたします。

一般会計歳入予算、5款諸収入は、対前年度比288万円の減額となっております。減額の主なものでは容器包装リサイクル協会拠出金で、協会によるペットボトル有償入札結果が前年度実績と比較し、減少傾向であることなどから180万円の減額、また地域エネルギー有効活用に関する蒸気料金で印西クリーンセンター基幹的設備改良工事に伴い、平成29年度は蒸気発生量が減少し、蒸気供給量の減少が見込まれることから110万6,000円の減額、その他小型家電売り払い代金など実績見込みなどの減によるものでございます。

以上でございます。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 事業推計におけるの人口及び総ごみ量はどのように見積もっているのかについてお答えいたします。

平成29年度当初予算につきまして、関係市町における当該年度の推計人口、それと平成27年度の実績ごみ量1人1日当たりの排出量により算出しております。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 篠宮庶務課長。

○庶務課長（篠宮 悟君） それでは、最後の質問、質問6の随意契約に関し、競争入札をできる可能性は検討されているのかについてお答えいたします。

平成28年度予算総括時にも同様のお答えをさせていただきました。随意契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の適用要件及び組合が準用する印西市契約事務規則により、業務の特殊性、履行者の唯一性、緊急性など特別の理由がある場合において例外的に適用しているところであり、あくまでも限定的な制度であると理解しております。

競争入札ができる可能性でございますが、これまではあくまでも個々の契約についてその性質、目的などに基つき判断するものと考えておりますが、毎年度継続的な業務であっても、その都度その理由の客観性、新規業者の参入状況など、できる限り確認しているところでございます。

なお、近年における入札制度の改善といたしましては、当組合の入札参加資格登録名簿に登録されている事業者数の増加、確保を図るため、当初受け付けで申請が漏れた業者への対応として、追加登録申請期間を平成25、26年度の年間につきましては、年間2週間程度の受け付けをしていたしました。平成27年度、28年度は、2年間を通じて約16カ月間に延長をして随時受け付けるような形をとりました。この結果、業者登録数は若干ではありますが、増加しております。

以上でございます。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） それでは、再質問ということですのでしていきたいと思えます。こちらも一括でいきたいと思えます。

まず質問1についてなのですが、内容は平成28年度から29年度にかけて約5,000万円をどういった内容が減らされているのかというのが、それはわかりましたので、ご回答を聞く限りは確かに組合運営上、特に支障は出るところはないなというふうには思っていますけれども、公債費が今回1,996万5,000円、平成28年度から平成29年度にかけて減額されるということですのでけれども、この公債費というのはまた今年度、平成29年度当初予算においても前倒しして返済をしていくというような考え方は、これは県や国、そのほか金融機関等相談されているのかどうかを、ここを確認したいと思えます。

2点目、施設建設予定地の取得についてはご回答にも、またこの説明資料にも実は書いてあるので

すけれども、清掃工場本体用地の2.6ヘクタールは資料にも一応書いてあるのですけれども、聞いたかかったのは、その2.6ヘクタールのこの用地の金額が出ていますけれども、この金額というのは1点目、まずこれは不動産鑑定にかかって大体こういう金額になっているのか、これが1点目。

2点目、用地の2.6ヘクタールというのは、これで全部になるわけですか。ほかに何か改めて用地が必要になるようなことはないのでしょうか。そこを確認したいと思います。

質問3、印西斎場の使用料の内訳についてなのですが、説明はよくわかりましたが、実は平成29年度の当初予算と、それから去年の当初予算の内容を比べると、去年は印西斎場の使用料が平成27年度から28年度にかけて、例えば火葬が70件が、今回は70件増だったものは今回40件になっていますし、式場が25件増だったものがプラスマイナスゼロ、そして霊安室の使用も前回は27年度から28年度にかけて120件だったものが今回10件しか増えていないのです。予算上、10件しか増えていないということで、平成27年度から28年度にかけて大幅に火葬場、式場、霊安室の使用の見込みが増えていて、今回減っているというか、微増というか、27年度から28年度にかけて大幅に上がったにもかかわらず、今回はちょっと抑え目になっているのは、これはどういうことなのか。実績というか今までの流れから見て少し減らしたのか、どういうふうに積算をしたのかという、その辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

それから、質問4の諸収入が減額予算になっているというのは、項目3つ上げていただいて、実際その3つが大きい項目なのでわかったのですけれども、1点だけもう一度確認したいのは、その地域エネルギー有効活用に関する蒸気の減額理由で今回基幹改良工事を3号炉行いますよね。3号炉行って、でも1号炉と2号炉は残っているけれども、3号炉をやることによって大幅に減るというのは、これは3号炉の能力が先ほどもちらっとおっしゃったかもしれませんが蒸気発生するための能力が低いから、だからここまで大幅に減るということになる。こういった認識でいいのかどうかをもう一回確認したいと思います。

それから、事業推計においての人口及び総ごみ量、こちらも今の回答でわかったのですけれども、これも実は平成28年度、それから平成27年度から28年度、そして今回28年度から29年度に比べてみて、この人口が増える、人口が増える数字が2,416人増を今回見込んでいるのです。この2,416人増の内訳というのは、例えば印西はどのぐらい増えると見込んでいるのか、白井はどのぐらい見込んでいるのか、栄町はどうなのか、その辺をベースにこの2,416人というのを出しているのではないかなと思うのですけれども、この内容、内訳というのをもしわかれば教えてほしいなと思います。それに伴って、総ごみ量についても114トン増えるような見込みにはなっていますけれども、こういった減量化をしていくというものについて、2,416人ふえて114トンという数字は、これは減量化の考え方とともにどうして114トンという数字が出ているのか、ちょっとそれがわからないのでお聞きしたいと思います。なぜかという、これも平成27年度の当初予算においては、27年度から28年度にかけて2,500人増えるという予測のもとに去年は780トン増やしているのです。今回は114トンなのです。同じぐらいの人口増に比べて114トン、この差というのは一体何なのだろうというのがちょっと見えなかったもので、そこを教えてほしいなというふうに思います。

それから、質問6、随意契約についてですけれども、この随意契約は地方自治法167の2第2項第2号に準ずるものだというのが、これはよくわかりますし、我々議員に配られている入札等の調書を見ても詳細な理由が書いてありますので、個々の事情というのは個々の事情として了解はできるのですけれども、去年も申しあげましたかもしれませんが、1つやはりちょっと気になるのはいわゆる協定書を結んで167の2第2項第2号でやっている、もう名前を出してしまうと、平岡自然公園の管理事業株式会社で5つの契約があります。今、もう完成してから10年たっていますけれども、この協定書というのは、どのぐらい施設がある限りやっていくのか、それともある程度のところで見直しをかけていくのか、ここはどうなったでしょう。ちょっとここは思い出せなかったもので、もう一度お聞きしたいなと思います。

以上、お願いします。

○議長（血脇敏行君） 篠宮庶務課長。

○庶務課長（篠宮 悟君） それでは、私のほうから、今1点目の公債費の関係、繰上償還を検討し

たかという話なのですけれども、結論から言うと検討してございません。実際的に、あと償還が残っているものは12件というような形で件数的に少なくなっているということと、今現在借り入れているものの中で、一番長いもので平成35年で終了というような形になっております。極端に利率とかが高いものもない状況ですので、一応このままにしておきたいというような形で考えているところです。

以上でございます。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 施設建設予定地の取得に当たって、その鑑定額についてはどうなのか、または許可のほうについては、予定地が全部なのかというご質問だと思いますので、お答えさせていただきます。

まず、鑑定額につきましては、平成29年度当初予算上におきまして、予算鑑定業務を依頼することによって予算計上を見込ませていただいております。現在の用地取得額につきましては、平成26年度に用地検討委員会の中で用地鑑定、簡易鑑定という形で行っておりまして、その金額で今回は予算計上をさせていただいているところです。また、用地全てかというご質問だと思いますが、こちらにつきましては、現在予定されている本体用地2.6ヘクタールの全てでございます。

以上でございます。

○議長（血脇敏行君） 高橋平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（高橋康夫君） 印西斎場の使用見込み予測が前年度対比で伸び率が少ないのではないかとご質問でございますけれども、私ども予算の計上する際には実績を重視いたしまして次年度の予算のほうの見込みを立ててございます。特にまずは火葬場につきましては、同月比といたしまして4月から12月までの火葬件数が1,087件でございます。この1,087件というのは前年度比3.8%の伸びでございます。それをある程度反映いたしまして、多過ぎる件数でございますと、歳入のほうにも影響いたしますので、約2.7%の増というふうに見込んだところでございます。

次に、式場の利用につきましては、4月から12月までの使用件数が510件という実績でございます。これも前年度対比で行きますと、約3%の伸びとなっておりますけれども、式場の利用の稼働率が既に75%程度になっておりますので、大きな伸びを見込むことをしなかったというところでございます。

あと、霊安の使用状況につきましては、ここ数年伸び率が大きくございません。1%程度でございますので、伸びを余り見込まなかったというところでございます。

以上でございます。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 質問4の諸収入、地域エネルギーの減額でございますが、こちらにつきましては1、2号炉の処理能力及び3号炉の処理能力を比較しますと、時間当たり約4トンほどの蒸気発生量が少なくなると見込んでおります。したがって、先ほど軍司議員がおっしゃられたとおりのご理解でよろしいかと考えております。以上です。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 質問5の事業推計の人口及び総ごみ量について、その内訳ということでございますが、印西市が1.9%増の9万8,200人、白井市が1.2%増の6万4,493人、栄町は1.0%減少の2万919人となっております。人口が増えてごみ量が余り増えていないというのはどういうことかというご質問があったと思います。そちらにつきましては、平成27年度の1人1日当たりの排出量から推計してございまして、家庭系ごみが511.1グラム、前年度予算と比較しますと6.5グラム減少、事業系ごみが182.7グラムで4グラムの増加という状況でございまして、原単位の減少とご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 高橋平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（高橋康夫君） 6番目の質問に関しまして、平岡自然公園の管理企業に対する随意契約についてのご質問についてお答えいたします。

平岡自然公園の管理企業につきましては、平成16年2月に平岡町内会と締結、また平成10年馬場町

内会と締結、また同年、宗甫町内会と締結した内容によりまして、これまで随意契約を結んでいるところでございます。管理企業開始からもう10年たっているところのご指摘でございますけれども、この平岡管理企業につきましては、平岡自然公園の業務のみを行っている業者になっております。この締結しました協定書の期限につきましては、期限ございませんが、今後ご指摘のものがございまして、企業とはまた話をしていきたいというふうに考えております。

○議長（血脇敏行君） 軍司議員。

○7番（軍司俊紀君） 3回目ということで、ある程度質問をお聞きしながら、再々質問はほとんどないのですけれども、1点だけ今お答えになった平岡自然公園の管理企業のことだけちょっとお聞きしていきたいと思いますが、平岡自然公園の管理企業でももちろんこれは今後新たに中間処理施設を吉田につくっていくに当たっての前例みたいな部分になっていくと思いますので、その協定書の有効期限はないということについて、業務、協定書の期限がないということでの一応ご回答をいただきましたけれども、もちろんこれは平岡自然公園に今の施設があって、近隣の馬場、宗甫、それから平岡ですか、平岡の地域とこういうものを結ぶというのは重々わかりますけれども、要はその結んだときから10年たって、さらにこの後10年たってその都度見直していくことが必要なのかなというふうにして思っています。なぜならば、同じ方がずっといって、同じ契約を結んでいくというのは、同じことをやっていくというのはいいのでしょうかけれども、やはり10年たってそれぞれ皆様年をとられていって、世代がかわっていくなんてということもあると思いますので、いわゆる世代がかわっていくようなときに、これをそのまま残していくのかどうかということについて、その辺の検討というのが今組合のほうで行っているのかどうかを確認して終わりたいと思います。

○議長（血脇敏行君） 高橋平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（高橋康夫君） 平岡自然公園の管理企業の代表とちょっとお話をさせていただいたことがございますけれども、確かにご指摘のとおり、高齢化が進んでいるということもお聞きしております。その中でも業務、当初から今のところ業務のほう大きく変更はございませんけれども、今後ご指摘の内容を十分把握いたしまして、企業のほうとも今後話を継続していきたいというふうに考えております。

○議長（血脇敏行君） 武藤次長。

○事務局次長（武藤秀敏君） 私のほうから、平岡管理企業と結んだ経緯につきまして、地元には齋場、墓地を持っていったときの条件、約束事でありまして、端的に入札ということにはできないということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（血脇敏行君） 以上で、軍司議員の質問を終わります。

次に、個別事項の質疑に入ります。質疑は分割して行います。また、予算書のページを述べてからお願いをいたします。

初めに、予算書一般会計の6ページ、7ページの質疑を行います。質疑はございますか。

永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） ちょっと小さなことで恐縮なのですが、この7ページのところに雑入がありますね。この雑入の下から3番目、小型家電売り払い代金、これはもう先ほど前年に比べたら非常に少なくなっているのですが、これは前年の実績がこんなものだったということでした。これは、どこでも小型家電は余りお金にはなっていないので、この44万4,000円も仕方がないと思うのですが、そういたしますと、この小型家電の売り払い代金の大体かさというか、重さというか、何であらわすかわかりませんが、これはどのくらいの量のことをおっしゃって44万4,000円と出されたのでしょうか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 29年度につきましては、約8,400キログラム見込んでございます。前年と比較しますと、2,220キログラムの減少と見込んでございます。

以上です。

○3番（永瀬洋子君） はい、わかりました。

○議長（血脇敏行君） ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(血脇敏行君) 質疑なしと認めます。

次に、歳出について行います。一般会計の1款及び2款、予算書の8ページから11ページの中段の欄までで、1款、2款にかけての質疑を行います。質疑ございますか。

永瀬議員。

○3番(永瀬洋子君) これも小さなことで恐縮ですが、9ページです。ちょうど9ページの真ん中からちょっと下の委託料のところですが、ここに組合広報紙作成業務委託料129万8,000円がございまして、これは組合の広報というのが年何回か出していただいて、そうするとわかりやすくとてもいいのですが、この作成業務委託料というのは、作成というのはどこからどこまでの仕事を委託しているのか、この元原稿というのは組合の方がお書きになるのか、それともレイアウトとかそういった印刷とか、そういうものだけをこの業者に委託するのか、ちょっとそこを教えていただきたいと思っております。

○議長(血脇敏行君) 篠宮庶務課長。

○庶務課長(篠宮 悟君) 組合広報紙でございますが、一応組合サイドで原稿だけ用意しまして、あとレイアウトから、それから実際に新聞折り込みまでを含めて全体をお願いしているという状況でございます。

○議長(血脇敏行君) 永瀬議員。

○3番(永瀬洋子君) 印刷と新聞折り込みの入っているのはわかりました。では、これは年間、何回を想定しての価格ですか。

○議長(血脇敏行君) 篠宮庶務課長。

○庶務課長(篠宮 悟君) 年間2回予定でございます。

○3番(永瀬洋子君) はい、わかりました。

○議長(血脇敏行君) ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(血脇敏行君) 質疑なしと認めます。

次に、一般会計の3款1項、11ページから18ページにかけての質疑を行います。質疑はございますか。

野田議員。

○9番(野田泰博君) 15ページ、この真ん中のあたりに委託料というのがありますね。この委託料で、全部ではないのですが、例えばアクセス道路概略設計業務委託料とか、アクセス道路、アクセス道路、アクセス道路と出ておりますが、このアクセス道路は印西環境だけがやるものですか、それとも印西市と共同でやるものですか。これは、何か分担はあるのですか。

○議長(血脇敏行君) 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長(今井 聡君) アクセス道路につきましては、あくまでもクリーンセンターのための道路でございます。したがって、組合の全て事業となります。

以上です。

○議長(血脇敏行君) 野田議員。

○9番(野田泰博君) どこまでが組合がやらなくては行けなくて、どこまでが印西市とまちづくりとか、そのためにやらなくては行けないかというのはもうここでははっきりされているわけですか。このアクセス道路に関しては。

○議長(血脇敏行君) 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長(今井 聡君) 今のところルート等が決まっておりますので、どこからどこまでというお答えはできないのですが、基本的には幹線道路からクリーンセンターへ入るまでの道路とご理解いただければと思います。

○議長(血脇敏行君) 野田議員。

○9番(野田泰博君) どこからどこまでがそのアクセス道路でと決まっていなくてということ、これを、ではどこからどこまでやろうと値段だけが出ていて、お金だけが出ていて決まっていなくて

ここの印西環境から持たなければいけないというのは、ちょっとわからないのですけれども、決まっていなくていいというのはどういうことなのですか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 決まっていなくていいということではなくて、まだルートが決定されていないので、どこからどこまでという話ができないとお話をさせていただきました。基本的には幹線道路からクリーンセンター、今回の予定地ですね、そこへ入るまでのもののご理解いただければと思います。

○議長（血脇敏行君） ほかに質疑はございますか。

永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） 今議長がおっしゃったこの範囲の中で何点かあるのですけれども、1点ずつ聞いていったほうがいいですか。一緒に聞いてしまったほうがいい。

○議長（血脇敏行君） 一緒に聞いてください。3回までになりますから。

○3番（永瀬洋子君） 3回ね。はい。それでは、12ページの印西クリーンセンター運転管理費の中の賃金、非常勤職員354万6,000円があります。この非常勤職員という方は、この運転管理で働いていらっしゃると思うのですが、実際はどういう仕事をしてこれは何人分の賃金ということになるのでしょうか。

それから、次のページに行きます。13ページの筆頭です。廃乾電池等処分業務委託料402万7,000円ですが、これは乾電池を集めて、それを誰かに処分を頼むということだと思っておりますが、大体これでは何キロというのもちょっとおかしいのですが、これは昨年と比べて増えているということなのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

それから、その次です。この運転指導業務委託料2,802万6,000円ですか、ここに運転指導業務委託料というのがあるのです。このクリーンセンターの運転の業務を指導をするということだと思っておりますが、これはどういう方がどういう人に指導をするのでしょうか。それを教えてください。

それから、その下の3行下です。脱臭用活性炭交換業務委託料1,026万ですが、この脱臭用活性炭というのは、クリーンセンターの運転管理に使うのでしょうかけれども、これは機械のどういうところにこれを入れるのですか。それを知りたいと思います。

それから、ずっといって13ページ、印西クリーンセンター施設維持費の中の委託料、定期点検等…これはちょっといいです。ちょっと複雑ですから。それで、その次のページ、14ページ、これは資源物中間処理業務委託料が1億492万3,000円ですか、これをもっと具体的におっしゃっていただくと、これはどういうことをおっしゃっているのかを教えてください。

それから、その次のページ、これで最後です。委託料の中に施設整備基本計画追加策定業務委託料、たしか施設整備基本計画追加というのを立てるといことはちょっとどこかで聞いていたと思っておりますが、これが788万4,000円です。これは、結局施設整備の基本計画に追加しなければいけないということがあるから出ているのだと思っておりますが、実際どういうことを追加されるということなのでしょうか。

以上についてお聞きしたいと思います。

○議長（血脇敏行君） 篠宮庶務課長。

○庶務課長（篠宮 悟君） それでは、私のほうから。一番最初の12ページの非常勤職員ということで、こちらにつきましては、業務の内容につきましては、計量業務のほうに当たってもらっている職員でございます。こちらにつきましては、今までは嘱託職員というような形でやっていたのですけれども、見直しをしまして、非常勤職員というような形で変更をしております。予算計上している人数につきましては、3人でございます。

以上でございます。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 私のほうからは、廃乾電池の処分業務委託料について見込みでございます。29年度につきましては、2,307トンを見込み、前年対比いたしますと、78トンの減少でございます。

それから、運転管理につきましては、現在運転管理を行っているものが年度末と契約切れとなります。その間入札の準備ができないことから、次の委託者にかわるまでつなぎの随契で行っておりますが、またその入札の際に運転管理業者がかわる可能性は当然ございます。そのときにかわった業者の指導を行っていただくために、現業者に指導を行っていただく委託料でございます。したがって、業者がかわらない場合は、その委託料につきましては全て補正で補正減ということになるかと思っております。

次に、資源物の中間処理業務委託料につきましては、現在資源物としましてペットボトルやスチール缶、アルミ缶等を収集してございますが、それを売れるような形で整理していただくというような内容でございます。

それから、施設整備基本計画追加策定の追加分とはどういうものかということがございます。この中におきましては、まず造成計画の検討というものがまだ正式に決まっております。例えば、掘り下げ深度、どのぐらいにするのか、また用地内の排水計画、こういうものもどこから排水をしたらいいのかというものもまだ決まっております。そのほか、エネルギーバランスということで、廃熱利用をどのようにしたらよいか、一番効率のよい方法はどうかなど、まだ決まっていない部分がございますので、そちらの追加の策定ということでご理解をいただければと思います。

13ページの脱臭用活性炭がどこで利用されるかということでございますが、ごみピットから出ないように活性炭で脱臭処理をしております。その通気孔の途中と申しましょか、そういう脱臭活性炭の塔がございますので、そちらに使うものでございます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） ほかに質疑はございますか。

永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） わかったのもあるのですが、運転指導業務委託料というのは、こういうことなのだという事はわかりました。でも、運転指導といっても、運転といってもクリーンセンターを運転するわけですから、なかなか専門知識が必要だと思うのですが、もともとこれを受けとるのはそういったこの機械のメーカーから来る人がやるのではないかと思っていたのですが、そういたしますと、運転者が違ってくるといのはこれはそこでメーカーから来る人が異動でかわると、そういうことをおっしゃっているのですか。それとも全く違う団体とか組織から別な人が来るということなのでしょう。ちょっとそこをもうちょっと詳しく教えてください。

あと、この資源物はわかりました。

それから、この施設整備基本計画の追加ですけれども、そういうことであるということはわかりました。そういたしますと、これの委託先というのはいわゆる環境問題よりは、何か土木工事のそういったところに委託するのでしょうか。あるいはもうこの委託業者は決まっているのですか。それですね、お願いします。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 運転管理業務につきましては、まず入札であるということを前提でございます。したがって、どちらの業者がとるか不明なところがございます。その点でかわった場合、やはり全て完全に機械等が同じなものではございません。当然いろいろな機器がございますので、そちらを扱うためにしばらく指導をしていただくというような内容でございます。

施設整備の計画策定の件でございますが、まず土木業者というよりはまず環境、またそういう清掃工場の施設建設というか、設計にたけた事業者になろうかと考えております。また、決まっているのかというお話でございますが、あくまでもこれも入札なり何なりの方法で決めなければいけませんので、現在決まっているものではございません。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） 大体わかったのですが、この運転指導業務委託料はちょっとわからないのね。つまり、このクリーンセンターの機械というのは決まった機械でしょう。つまりメーカーがつくったという、その機械動かすのだから、本当はそのメーカーがくるわけでしょう。メーカーの本体の人間

が来るからメーカーの人たちが来るから、恐らくメーカーの人たちが来て運転するのだと思うのです。そうしますと、入札をするというのはこの入札は毎年やっているわけなのですか。ちょっとそのこの切りかえがよくわからないの。メーカーが例えば稼働させる専門家が来て稼働をしていて、その方が入札の時期だから切れて、では新しい方が来るまではもともといた方が新しい方が来たときにはその方が教えてあげる。そういったシステムなのですか。ちょっとそこがよく見えないので、もっとわかりやすく教えてください。

○議長（血脇敏行君） 武藤次長。

○事務局次長（武藤秀敏君） クリーンセンターの運転に関しましては、毎年入札を行いまして、現在は日本鋼管の下請けメーカーの会社がやっております。ただ、入札の結果によっては、他社のメーカーのメンテナンス会社が入札の結果とった場合、すぐに運転しろといっても運転ができません。その場合に、その運転指導ということでそのとった業者と、それから今いる業者とダブルに勤務していただきまして、その事務、運転方法を引き継ぎしなければいけない。ですから、一定期間については、運転指導の委託料が発生するというところでございます。

○3番（永瀬洋子君） はい、わかりました。

○議長（血脇敏行君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 質疑なしと認めます。

次に、一般会計の3款2項、予算書の19ページから22ページにかけての質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） では、18ページ、水処理施設定期点検業務委託料が712万8,000円ですが……

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員に申し上げます。このページにつきましては、19ページの一番上段からになりますので、3款の衛生費の部分からになります。

○3番（永瀬洋子君） 失礼いたしました。ではちょっとこれはページが違うのね。

○議長（血脇敏行君） 19ページから22ページになります。

○3番（永瀬洋子君） はい、わかりました。アイ・シー。

○議長（血脇敏行君） 質疑はございますか。

野田議員。

○9番（野田泰博君） 19ページ、衛生費、余熱利用施設、温水管理費1億978万3,000円、これはたしか前のあれで見てみると、3市町村で分かれるものです。それで、これは確か人口割で分かれるものではここに書かれてあって、その分かれた負担ですよ、負担は今度は収入のほうで負担の一部として出てくるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 温水センターの利用料が発生しているかということのご質問かと思われませんが、温水センターの管理につきましては、指定管理料という形で行わせていただいております。当然ながら指定管理で受けていただいている業者の中で利用料につきましては、管理費と同様にそちらの会社で管理をしているものでございまして、指定管理の場合はこちらに収入が上がってくるものではございません。その点ご理解いただければと思っております。

○議長（血脇敏行君） 野田議員。

○9番（野田泰博君） たしか指定管理料は負担が分かれてくると思うのですが、そうすると温水センターの指定管理料6,966万9,000円だけが後で分かれて収入されるというふうに理解してよろしいのですか。

○議長（血脇敏行君） 今井工場長。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） 6,966万9,000円につきましては、指定管理料としてこちらから委託料としてお支払いする分です。

○9番（野田泰博君） 払う分だ。

○印西クリーンセンター工場長（今井 聡君） ええ。

○9番（野田泰博君） 指定管理料、これは払う分だ。ごめん、間違いました。収入ではない、こちら間違いました。失礼しました。

○議長（血脇敏行君） この部分、歳出の部分ですので

○9番（野田泰博君） ごめんなさい。

○議長（血脇敏行君） ほかに質疑はございますか。

永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） 20ページの真ん中辺に斎場管理運営システム保守点検業務委託料161万円とありますが。これは、いわゆる火葬炉を稼働させる人の人件費とは違う、これは保守点検業務だから人件費ではない。これは、火葬炉を動かす人というのは、その下にある火葬炉設備保守点検業務委託料259万2,000円になるわけですか。これについてお聞きしたいのですが、その火葬炉というのはほとんど人手が要らずに自動的に動くのでしょうか。ちょっとその辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（血脇敏行君） 高橋平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（高橋康夫君） ご指摘の斎場管理運営システムというものは、斎場の予約案内システムがコンピューターで管理をされておりますけれども、このコンピューターの保守をお願いするといったものでございます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） そうすると、実際の火葬炉の稼働と申しますか、動かすことについては、その下の火葬炉設備保守点検業務委託料259万2,000円ということになるのでしょうか。それをちょっとどこで、あの火葬炉は一体誰がどんなふうにも動かすのか、ちょっとそれが知りたいと思ったのです。

○議長（血脇敏行君） 高橋平岡推進課長。

○平岡自然公園事業推進課長（高橋康夫君） 火葬炉自体を運転する者、そしてその予約等の受付業務、これを含めまして、この委託料の4項目め、管理運転業務委託料5,144万3,000円が火葬炉を運転し、または受け付けをし、それから案内をしといった委託料でございます。

○3番（永瀬洋子君） はい、わかりました。

○議長（血脇敏行君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 質疑なしと認めます。

次に、一般会計の4款、5款及び調書、予算書の22ページから34ページにかけての質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 質疑なしと認めます。

次に、墓地事業特別会計、予算書38ページから48ページまでの質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計及び墓地事業特別会計予算の全ての質疑を終わります。

これより討論を行います。

初めに、反対者の発言を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号及び議案第7号について採決をいたします。採決は議案ごとに行います。

初めに、議案第6号 平成29年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算についてを原案のとおり、賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(血脇敏行君) 承知しました。

起立全員です。よって、議案第6号は可決されました。

次に、議案第7号 平成29年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算についてですが、採決に当たっては組合規約第9条の議決方法の特例が適用されます。議案第7号について、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(血脇敏行君) 承知しました。

起立全員です。

よって、議案第7号は可決されました。

日程第12、発議案第1号 印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤代議員。

○5番(藤代武雄君) ただいま議題となっております発議案第1号 印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。提出者、5番、藤代武雄でございます。

賛成者は、米井重行議員、軍司俊紀議員、植村博議員、永瀬洋子議員、藤村勉議員でございます。

印西地区環境整備事業組合議会会議規則第14条、第1項の規定により、別紙議案を提出する。平成29年2月9日提出でございます。

案文の朗読をもって説明とさせていただきます。印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定をする。印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和55年印西地区環境整備事業組合条例第1号)の一部を次のように改正する。第3条第1項を受けるに同条第2項中「特別職」の次に「の職員」を加え、「及び」を「としての」に改め、同項を同条とする。第4条第2項中「特別職」の次に「の職員」を加え、同条第3項中「費用弁償及び」を「特別職の職員の」に改め、「一般職の」の次に「職員に支給する旅費の」を加える。附則、施行期日は、1、この条例は平成29年4月1日から施行する。経過措置、2、この条例による改正後の印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

このことを説明をさせていただきます。お手元に新旧対照表があると思いますが、ごらんをいただきたいと思います。この条例第3条第1項には、議員が議会及び委員会等に出席したときは、日額2,600円を費用弁償として支給すると規定されておりました。平成28年度現在も支給されております。しかしながら、組合の構成市町及び近隣の一部事務組合においては既に支給しないことから当組合におきましても経常経費縮減を図るため、この条文を削除するものでございます。

また、条例を改正する場合は構成市町の条文とあわせ、特別職を「特別職の職員」、費用弁償及び旅費を「費用弁償としての旅費」に、一般職の例を「一般職の職員に支給する旅費の例」として用語の整理をするものでございます。

なお、施行日は平成29年4月1日として、平成29年度から費用弁償の支給をなくすものでございます。

以上でございます。審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(血脇敏行君) 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(血脇敏行君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（血脇敏行君） 討論なしと認めます。

これより発議案第1号について採決をいたします。

発議案第1号 印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（血脇敏行君） 承知しました。

起立全員です。

よって、発議案第1号は可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（血脇敏行君） 以上で本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。平成29年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時20分）